

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例(17)……………3
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(18)……………3
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例(19)……………3
- 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例(20)……………5
- 世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例(21)……………6
- 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例(22)……………6

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(18)……………6
- 世田谷区技監設置規則を廃止する規則(19)……………8
- 職員の職名に関する規則の一部を改正する規則(20)……………8
- 世田谷区会計室設置規則の一部を改正する規則(21)……………8
- 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則(22)……………9
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(23)……………9
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(24)……………9
- 世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則(25)……………9
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(26)……………9
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(27)……………10
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(28)……………10
- 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則(29)……………10
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(30)……………11
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(31)……………11
- 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(32)……………12
- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(33)……………12
- 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(34)……………12

- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(35)……………12
- 世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則(36)……………12
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則(37)……………12
- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(38)……………12
- 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(39)……………14
- 世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則(40)……………14
- 世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則(41)……………14
- 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(42)……………14
- 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則(43)……………15
- 世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則の一部を改正する規則(44)……………15
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(45)……………15
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則(46)……………15
- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則(47)……………16

訓 令 甲

- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程の一部改正(2)……………16
- 世田谷区勤務訓令(3)……………16
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正(4)……………17
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正(5)……………17

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(86)……………17
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(87)……………18
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(88)……………18
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(89)……………18
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(90)……………18
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(91)……………18
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(92)……………18
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(93)……………18
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(94)……………18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(95)……………18

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(96)……………18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(97)……………19
- 地方自治法に基づく予算の公表(98)……………19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(99)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(100)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(101)……………19
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示(102)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(103)……………19
- 都市計画法に基づく都市計画決定及び関係図書縦覧の告示(104)……………19
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(105)……………19
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(106)……………19
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(107)……………20
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(108)……………20
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(109)……………20
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(110)……………20
- 世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示(111)……………20
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の策定及び関係図書縦覧の告示(112)……………20
- 世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の廃止の告示(113)……………20
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示(114)……………20
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示(115)……………21
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示(116)……………21
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示(117)……………21
- 世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の廃止の告示(118)……………21
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示(119)……………21
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(120)……………21
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(121)……………21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(122)……………21
- 道路法に基づく特別区道路線の区

世田谷区公報

域変更及び供用開始の告示(123).....21	に基づく区管理水路の設置の告示(151).....25	に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(178).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(124).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(152).....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(179).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(125).....22	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(153).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(180).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(126).....22	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(154).....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(181).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(127).....22	○世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示(155).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(182).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(128).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(156).....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(183).....28
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(129).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(157).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(184).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(130).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(158).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(185).....28
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(131).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(159).....26	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(186).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(132).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(160).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(187).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(133).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(161).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(188).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(134).....23	○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(162).....26	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(189).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(135).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(163).....26	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(190).....29
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(136).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(164).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(191).....29
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(137).....23	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(165).....26	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(192).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(138).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(166).....26	○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(193).....29
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(139).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(167).....26	○地方自治法に基づく予算の公表(194).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(140).....23	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(168).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(195).....29
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(141).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(169).....27	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(196).....29
○建築基準法に基づく道路位置指定の告示(142).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(170).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(197).....30
○世田谷区公契約の労働報酬下限額について(143).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(171).....27	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(198).....30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(144).....24	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(172).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(199).....30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(145).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(173).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(200).....30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(146).....24	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(174).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(201).....30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(147).....24	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(175).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(202).....30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(148).....25	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(176).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(203).....30
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(149).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(177).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(204).....30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(150).....25	○世田谷区公共物管理条例施行規則	○道路法に基づく特別区道路線の区
○世田谷区公共物管理条例施行規則		

<ul style="list-style-type: none"> 域変更及び供用開始の告示(206).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(207).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(208).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(209).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(210).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(211).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(212).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(213).....31 ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(214).....32 ○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立成城みつ池緑地の区域変更の告示(215).....32 ○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立成城みつ池北緑地の区域変更の告示(216).....32 ○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立明正公園の区域変更の告示(217).....32 ○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立八幡山三丁目公園の区域変更の告示(218).....32 ○地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の名称及び所在地の変更の告示(219).....32 公 告 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(16).....32 ○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(17).....32 ○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(18).....32 ○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(19).....32 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(20).....32 ○土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う当該書類の縦覧の公告(21).....33 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(22).....33 ○土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う当該書類の縦覧の公告(23).....33 ○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく各種予防接種実施の公告(24).....33 ○都市計画法に基づく都市計画事業変更案の図書の写しの送付に伴う 	<ul style="list-style-type: none"> 関係図書縦覧の公告(25).....33 規 則(教) ○世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則(2).....33 ○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(3).....33 ○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(4).....34 ○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(5).....34 ○世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(6).....34 ○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(7).....34 ○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(8).....34 ○世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則(9).....35 ○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(10).....35 ○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(11).....35 ○世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則(12).....35 訓 令 甲(教) ○世田谷区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(2).....35 告 示(教) ○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(5).....35 ○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示(6).....37 告 示(選) ○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示(18).....39 ○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和8年3月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(19).....39 ○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示(20).....39 ○世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示(21).....39 ○世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する告示(22).....39 告 示(農) ○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(3).....39 告 示(監) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治法に基づく令和7年度財政援助団体等監査の結果の報告の公表(2).....39 ○地方自治法に基づく令和7年度工事監査の結果の報告の公表(3).....65 <hr/> <p style="text-align: center;">条 例</p> <hr/> <p style="text-align: center;">次に掲げる条例を公布する。 令和8年3月31日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>世田谷区条例第17号 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第19号 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第20号 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第21号 世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第22号 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例(平成2年3月世田谷区条例第1号)の一部を次のように改正する。 別表中「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第62号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第5号中「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例 世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。 第14条の2中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に、「」の「」を「」並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)の」に改める。</p>
---	---	---

<p>第14条の3第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「介護納付金」という。)を「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))に改め、同号カ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。</p> <p>第15条第1項中「第15条の4」を「第15条の4第1号」に改める。</p> <p>第15条の4第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に改め、同条第2号中「につき47,300円」を「につき47,600円」に改める。</p> <p>第15条の8中「660,000円」を「670,000円」に改める。</p> <p>第15条の11中「次条」を「次条第1号」に改める。</p> <p>第15条の12第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に、「100分の62」を「100分の63」に改め、同条第2号中「につき16,800円」を「につき17,600円」に、「100分の38」を「100分の37」に改める。</p> <p>第16条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。</p> <p>第16条の4第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に改め、同条第2号中「につき16,600円」を「につき17,800円」に改める。</p> <p>第16条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条の2、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合においては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業</p>	<p>費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</p> <p>第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の0.27(子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の61に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円(第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</p> <p>第16条の10 第16条の7の子ども・子育て</p>	<p>支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。</p> <p>第18条の2第1項中「及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。</p> <p>第19条中「第15条の10の額」を「第15条の10」に改め、「第16条の2」の次に「若しくは第16条の7」を加え、「次条各号に定める額」を「次条各号」に改め、「第19条の5第1項各号」の次に「若しくは第19条の6」を加える。</p> <p>第19条の2各号列記以外の部分中「660,000円」を「670,000円」に、「及び第15条の10」を「、第15条の10」に、「並びに第16条の2」を「、第16条の2」に、「」の「」及び第16条の7の規定により算定した子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の」に改め、同条第1号ア中「につき33,110円」を「につき33,320円」に改め、同号イ中「につき11,760円」を「につき12,320円」に改め、同号ウ中「につき11,620円」を「につき12,460円」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,260円</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき52円</p> <p>第19条の2第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号ア中「につき23,650円」を「につき23,800円」に改め、同号イ中「につき8,400円」を「につき8,800円」に改め、同号ウ中「につき8,300円」を「につき8,900円」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき900円</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき37円</p> <p>第19条の2第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号ア中「につき9,460円」を「につき9,520円」に改め、同号イ中「につき3,360円」を「につき3,520円」に改め、同号ウ中「につき3,320円」を「につき3,560円」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき360円</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき15円</p> <p>第19条の3中「及び」を「、第15条の11、第16条の3、第16条の8及び第19条の5並びに」に改める。</p> <p>第19条の4第1号ア中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号イ中「11,825円」を「11,900円」に改め、同号ウ中「18,920円」を「19,040</p>
---	---	--

円)に改め、同号エ中「23,650円」を「23,800円」に改め、同条第2号ア中「2,520円」を「2,640円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「7,040円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額

- ア 第19条の2第1号エに定める金額を減額した世帯 270円
- イ 第19条の2第2号エに定める金額を減額した世帯 450円
- ウ 第19条の2第3号エに定める金額を減額した世帯 720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第19条の5第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「及び18歳以上被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「当該所得割額及び被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「及び第16条の5」を「、第16条の5及び第16条の10」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の5の次に次の1号を加える。
(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等

割の保険料率に相当する額(第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例(平成12年3月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1号を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第11条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金

額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条

世田谷区公報

の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。)とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例(平成6年3月世田谷区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例(昭和40年4月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「、経済産業部及び清掃・リサイクル部」を「及び経済産業部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和8年3月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第18号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

世田谷区技監設置規則を廃止する規則

世田谷区規則第20号

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第21号

世田谷区会計室設置規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「保健福祉政策部」を「環境政策部に清掃事業再編担当参事を、保健福祉政策部」に改め、同条第2項の表地域包括ケア担当参事の項の前に次の1項を加える。

清掃事業再編担当参事

(1) 清掃・リサイクル事業の再編に係る調整に関する事。

(2) 廃棄物の減量及び適正な処理に係る調整に関する事。

第10条中「、スポーツ推進部に拠点スポーツ施設整備担当課を」を削る。

第11条第1項の表スポーツ推進部の項中「スポーツ施設課」及び「拠点スポーツ施設整備担当課」を削り、同表環境政策部の項に次のように加える。

清掃管理課

清掃・リサイクル推進課

第11条第1項の表清掃・リサイクル部の項を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

(全ての職員の職責)

第15条の2 職員は、次条以後に定める分掌事務及び担当事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

第16条第2項の表DX推進担当課の部DX推進担当係長の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) デジタルトランスフォーメーションに係る政策の企画及び調整に関する事。

第17条の2の表以外の部分中「係等」を「各担当係長」に改め、同表地域生活安全課の部地域生活安全係の項中「地域生活安全係」を「地域生活安全担当係長」に改める。

第18条第1項の表経理課の部中「借入れ」を「借受け」に改め、同表課税課の部管理係の項中「管理係」を「管理調整担当係長」に改め、同項第1号中「森林環境税」の次に「並びに軽自動車税」を加え、同項第6号から第9号までを削り、同項に次の7号を加える。

(6) 特別区民税、個人の都民税及び森林環境税の課税計画及び課内の事務の調整に関する事。

(7) 特別区民税、個人の都民税及び森林環境税の課税に係る官公署等

との調整に関する事。

(8) 特別区民税、個人の都民税及び森林環境税並びに軽自動車税の課税に係る電算処理の調整及びシステム改善の推進に関する事。

(9) 特別区民税、個人の都民税及び森林環境税の課税に係る課内研修に関する事。

(10) 軽自動車税の課税、督促、催告及び減免に関する事。

(11) 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る届出の受理及び標識等の交付に関する事。

(12) 課内他の係に属しない事。

第18条第1項の表課税課の部事務調整係の項を削り、同表納税課の部中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に改め、同条第2項の表公共施設マネジメント課の部事業調整担当係長の項中「事業調整担当係長」を「事業調整・技術担当係長」に改め、同項第3号中「事務改善」を「予算、決算及び会計」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 担当部の事務改善に関する事。

第18条第2項の表公共施設マネジメント課の部事業調整担当係長の項第5号中「区建築物等」を「区の建築物及び建築設備並びにこれらの附帯施設等(本庁舎等整備工事に係るものを除く。以下「区建築物等」という。)」に改め、同項第9号中「の工事」を削り、同項第10号中「区建築物等の中長期保全計画に係る調整」を「職員の技術研修」に改め、同項第12号中「職員の技術研修」を「区建築物等の中長期保全計画に係る調整」に改め、同項第13号中「担当部の予算、決算及び会計に関する事」を「担当部内他の課及び計画担当係長に属しない」に改め、同項第14号を削り、同部に次のように加える。

計画管理担当係長

(1) 区建築物等の施設マネジメントの推進に係る企画及び調整に関する事。

第19条の表市民活動推進課の部調整係の項第1号中「、経済産業部及び清掃リサイクル部」を「及び経済産業部」に改め、同部区民交流・文化施設準備担当係長の項第1号を次のように改める。

(1) 本庁舎等における区民利用・交流拠点施設(世田谷区民会館を除く。)の開設準備及び事業運営に関する事。

第19条の3の見出し中「各課等」を「課」に改め、同条の表以外の部分中「各課等及び各担当係長」を「スポーツ推進課及びスポーツ・パラスポーツ担当係長」に改め、同条の表スポーツ推進課の部スポーツ・パラスポーツ担当係長の項第14号を削り、同項第13号の次に次の7号を加える。

(4) スポーツ及びレクリエーション施設の整備及び運用に係る総合的な調整に関する事。

(5) スポーツ及びレクリエーション施設の計画に関する事。

(6) 総合運動場に関する事。

(7) 大蔵第二運動場に関する事。

<p>(18) 千歳温水プールに関すること。 (19) 地域体育館及び地区体育室に関すること。 (20) スポーツに関する民間契約施設及び学校施設(区立学校施設を除く。)の区民利用に関すること。</p> <p>第19条の3の表スポーツ施設課の部及び拠点スポーツ施設整備担当課の部を削る。 第19条の4の表以外の部分中「各担当係長」を「係等」に改め、同表に次のように加える。</p> <p>清掃管理課 調整係</p> <p>(1) 清掃事務所との連絡調整に関すること。 (2) 清掃・リサイクル事業に係る公有財産の管理に係る事務の調整に関すること。 (3) 東京23区廃棄物情報管理システムに関すること。 (4) 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。 (5) 廃棄物処理手数料の総括に関すること。 (6) 有料ごみ処理券に係る事務の調整に関すること。 (7) 課内他の担当係長に属しないこと。</p> <p>事務調整担当係長</p> <p>(1) 清掃事務所職員の安全衛生に関すること。 (2) 清掃事務所技能職の調整に関すること。</p> <p>施設整備担当係長</p> <p>(1) 清掃・リサイクル施設の再整備等に関すること。</p> <p>清掃・リサイクル推進課 普及啓発担当係長</p> <p>(1) 清掃・リサイクル事業の普及及び啓発並びに環境学習に関すること。 (2) ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動の支援に関すること。 (3) 清掃・リサイクル事業に係る普及啓発を行うための施設の整備、改修及び管理運営に関すること。 (4) 課内他の担当係長に属しないこと。</p> <p>事業担当係長</p> <p>(1) 廃棄物の収集及び運搬並びに資源の再利用に係る作業計画に関すること。 (2) 清掃事務所及び中継所の管理運営に係る調整に関すること。 (3) 作業用自動車の配置に関すること。 (4) 家庭から排出される動物死体の処理に係る調整に関すること。 (5) 資源回収に関すること。 (6) 区民による資源の集団回収活動の支援に関すること。 (7) リサイクル施設の整備、改修及び管理運営に関すること。 (8) 適正処理困難物に関すること。 (9) 清掃・リサイクル事業に係る計</p>	<p>画、調整及び進行管理に関すること。</p> <p>指導許可担当係長</p> <p>(1) 大規模排出事業者等に係る再利用計画及び排出指導等に関すること。 (2) 排出指導に係る清掃事務所との事務の調整に関すること。 (3) 廃棄物管理指導員の設置に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (5) 浄化槽設置届の受理及び指導に関すること。 (6) 浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。 (7) 浄化槽清掃経費の助成に関すること。</p> <p>第21条を次のように改める。</p> <p>第21条 削除</p> <p>第22条の見出し及び同条の表以外の部分中「各課等」を「各課」に改め、同条の表保健福祉政策課の部調整係の項第11号中「課等」を「課」に、「担当係長」を「係等」に改め、同部保健福祉計画担当係長の項に次の6号を加える。</p> <p>(6) 保健福祉サービス向上委員会に関すること。 (7) 保健福祉サービス等の向上に係る調査及び連絡調整に関すること。 (8) 保健福祉サービス苦情審査会に関すること。 (9) 保健福祉サービス等の適用又は提供に係る苦情相談の総括に関すること。 (10) 保健福祉サービス等に係る苦情処理の手続に関すること。 (11) 保健福祉サービス等に関する苦情相談に係る関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>第22条の表保健福祉政策課の部指導・サービス向上担当係長の項中「指導・サービス担当係長」を「指導係」に改め、同項中第5号から第12号までを削る。</p> <p>第23条の表子ども・若者支援課の部私学係の項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>(2) 施設等利用給付認定(子ども・子育て支援制度未移行の私立幼稚園及び特別支援学校幼稚部等に係るものに限る。)に関すること。 (3) 特定乳児等通園支援事業(私立幼稚園が実施する事業に限る。)の確認に関すること。</p> <p>第23条の表保育課の部保育計画・再整備担当係長の項第5号中「及び特定地域型保育事業等」を「、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業等」に改め、同部教育・保育給付担当係長の項に次の1号を加える。</p> <p>(4) 特定乳児等通園支援事業の確認に関すること(部内他の課に属することを除く。)</p> <p>第23条の表保育認定・調整課の部認可外保育施設担当係長の項第3号中「幼児教育・</p>	<p>保育の無償化」を「特定乳児等通園支援事業(認可外保育施設が実施する事業に限る。)の確認」に改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>認定・給付担当係長</p> <p>(1) 教育・保育給付認定(区立幼稚園及び認可保育所等への入園申請に伴うものを除く。)に関すること。 (2) 施設等利用給付認定(子ども・子育て支援制度未移行の私立幼稚園及び特別支援学校幼稚部等に係るものを除く。)に関すること。 (3) 乳児等支援給付認定に関すること。 (4) 幼児教育・保育の無償化等に係る給付に関すること。</p> <p>第23条の表保育認定・調整課の部入園担当係長の項第1号中「及び施設等利用給付認定」を「(認可保育所等への入園申請を伴うものに限る。)」に改め、同部事業者指導担当係長の項第1号中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。</p> <p>第24条第1項の表都市計画課の部調整係の項第5号中「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改め、同表都市デザイン課の部都市デザイン企画調整担当係長の項第10号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第5号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第5号」に改め、同表建築調整課の部許可・認定担当係長の項第3号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率の特例許可」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく容積率又は各部分の高さ等」に改め、同表建築審査課の部建築審査担当係長の項第7号及び設備審査担当係長の項第7号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第2号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第2号」に改め、同表居住支援課の部居住支援担当係長の項第5号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条第2項の表防災街づくり課の部耐震促進担当係長の項第5号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第1号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第1号」に改め、同表市街地整備課の部宅地防災促進担当係長の項第2号中「大規模盛土造成地」を「既存盛土等」に改め、同部開発許可担当係長の項第2号中「宅地造成等」を「特定開発行為」に改め、同項に次の2号を加える。</p> <p>(3) 宅地造成等の指導、許可及び検査に関すること。 (4) 宅地開発の無電柱化に関する指導、届出の受理、勧告及び公表に関すること。</p> <p>第24条第2項の表建築安全課の部建築安全担当係長の項第8号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第3号」を「マンションの再生等の円滑</p>
---	---	---

世田谷区公報

化に関する法律第163条の56第2項第3号」に改め、同条第3項の表みどり政策課の部みどり保全・創出担当係長の項中第22号を第26号とし、第21号を第25号とし、第20号を第24号とし、第19号の次に次の4号を加える。

- (20) 都市公園、身近な広場等(以下「公園等」という。)に係る事業の計画及び調整に関する事。
- (21) 公園等に係る補助金等に関する事。
- (22) 公園等に係る都市計画案の決定及び事業認可に関する事。
- (23) 公園等の用地の取得に係る調整に関する事。

第24条第3項の表公園緑地課の部施設管理担当係長の項第1号中「都市公園、身近な広場等(以下「公園等」という。))を「公園等」に改め、同表公園整備利活用推進課の部公園整備利活用推進担当係長の項第1号から第4号までを削り、同項第5号中「(玉川野毛町公園を除く。))」を削り、同号を同項第1号とし、同項第6号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

- (3) 都市公園における農的活用に係る事業の調整及び整備に関する事(担当部内他の課に属するものを除く。))。

第25条の2の表交通安全自転車課の部交通安全自転車担当係長の項第12号中「大規模店舗等」を「商業施設等」に改める。

別表第2の2の部清掃・リサイクル部の款中「清掃・リサイクル部」を「環境政策部」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区技監設置規則を廃止する規則

世田谷区技監設置規則(令和3年3月世田谷区規則第44号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(世田谷区庁議規則の一部改正)
- 2 世田谷区庁議規則(昭和54年8月世田谷区規則第47号)の一部を次のように改正する。
別表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から13の項までを1項ずつ繰り上げる。

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名に関する規則(昭和46年4月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第5号を次のように改める。

- 5 技能系
自動車運転 介護指導 電話交換 警備 土木作業 調理 用務 学童擁護 施設作業 家庭奉仕 清掃車運転 清掃車整備 清掃作業 設備管理

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区会計室設置規則の一部を改正する規則

世田谷区会計室設置規則(平成19年3月世田谷区規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の見出し中「係長等」を「担当係長等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「置くことができる」を「置く」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「及び係」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「係の事務又は」を削り、同項を同条第4項とし、同条第7項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条の次に次の1条を加える。

(全ての職員の職責)

第6条の2 職員は、次条に定める分掌事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

第7条の表出納係の項中「出納係」を「出納担当係長」に改め、同項第6号を削り、同項中第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「課内他の担当係長」を「審査担当係長」に改め、同号を同項第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (2) 公会計制度改革に関する事。
- (3) 財務会計システムの運用管理に関する事。

第7条の表会計制度担当係長の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和8年3月31日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第22号

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第23号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第24号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第25号

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第26号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第27号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第28号

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第29号

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第30号

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第31号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第32号

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第33号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第34号

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第35号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第36号

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第37号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第38号

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第39号

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第40号

世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第41号

世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第42号

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第43号

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第44号

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第45号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第46号

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第47号

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

<p>世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「情報化推進計画」を「情報化及びデジタル化の計画的な推進」に改める。</p> <p>第2条に次の2号を加える。</p> <p>(19) 情報化 区の行政運営又は区民サービスの向上を目的として、電子計算機、ネットワーク、情報システム等を活用し、情報の収集、処理、共有又は活用を推進することをいう。</p> <p>(20) デジタル化 人工知能関連技術(人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。)その他の先端的な技術を活用し、紙媒体等を用いている区の業務の処理及びサービスの提供を抜本的に変革し、より高度な区の業務の処理及びサービスの提供並びに新たな価値の創出を図ることをいう。</p> <p>第2章の章名を次のように改める。</p> <p>第2章 情報化及びデジタル化の計</p>	<p>画的な推進</p> <p>第3条の見出し中「情報化推進計画」を「情報化等に係る基本的な方針」に改め、同条中「情報化の」を「情報化及びデジタル化(以下「情報化等」という。の)」に、「区の情報化」を「区の情報化等」に、「情報化推進計画」を「情報化等に係る基本的な方針」に改める。</p> <p>第4条第1項中「情報化推進計画に基づく区の情報化に係る」を「区の情報化等に係る基本的な方針に基づく」に改める。</p> <p>第5条第3項第1号中「情報化推進計画」を「区の情報化等に係る基本的な方針に基づく施策」に改め、同項第7号中「情報化」を「情報化等」に改める。</p> <p>第6条第3項第1号中「情報化計画事業」を「情報化等計画事業」に、「情報化推進計画に基づき実施する事業」を「区の情報化等に係る基本的な方針その他区で策定する計画に基づき実施する情報化等に係る事業」に改め、同項第5号中「情報化」を「情報化等」に改める。</p> <p>第7条第3項第1号中「情報化計画事業」を「情報化等計画事業」に改め、同項第8号中「情報化」を「情報化等」に改める。</p>	<p>第8条第3項第1号中「情報化計画事業」を「情報化等計画事業」に改める。</p> <p>第9条第3項第1号中「情報化計画事業」を「情報化等計画事業」に改め、同項第2号及び第6号中「情報化」を「情報化等」に改める。</p> <p>第10条第4項第1号中「情報化」を「情報化等」に改める。</p> <p>第11条第1項中「情報化を」を「情報化等を」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区公印規則(平成元年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表4の部29の項中「管理課長」を「清掃管理課長」に改め、同部57の項を削り、同部中86の項を87の項とし、58の項から85の項までを1項ずつ繰り下げ、56の項の次に次のように加える。</p>
---	--	---

57	同	同	子育てサービスシステム用	保育認定・調整課長
58	同	同	保育事務用	

別表6の部22の項中「管理課長」を「清掃管理課長」に改め、同部45の項を削り、同部中71の項を72の項とし、46の項から70の項までを1項ずつ繰り下げ、44の項の次に次のように加える。

45	同	同	子育てサービスシステム用	保育認定・調整課長
46	同	同	保育事務用	

<p>附則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和31年12月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第6号区分の項中「世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第5条において準用する同規則第12条第1項に規定する主任教諭又は同条第2項に規定する主任養護教諭」を「幼稚園教育職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級」に改める。</p> <p>附則</p>	<p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区庁舎管理規則(平成17年2月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表本庁舎(梅丘分庁舎に限る。)の項中「清掃・リサイクル部管理課長」を「生活文化政策部市民活動推進課長」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭</p>	<p>和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1項第11号中「清掃・リサイクル部長」を「環境政策部長」に改め、同項中第17号を削り、第18号を第17号とする。</p> <p>第6条第12号中「清掃・リサイクル部管理課長」を「環境政策部清掃管理課長」に改める。</p> <p style="text-align: right;">「スポー</p> <p>別表第1 災対区民支援部の項中 スポー</p> <p style="text-align: right;">拠点ス</p> <p>ツ推進課</p> <p>ツ施設課</p> <p>を「スポーツ推進</p> <p>スポーツ施設整備担当課」</p> <p>課」に改め、同表災対清掃部の項を次のように改める。</p>
---	--	--

<p>災対清掃部</p>	<p>部長 環境政策部長</p> <p>副部長 清掃事業再編担当参事</p>	<p>環境政策課</p> <p>気候危機対策課</p> <p>環境保全課</p> <p>清掃管理課</p> <p>清掃・リサイクル推進課</p> <p>世田谷清掃事務所</p> <p>玉川清掃事務所</p> <p>砧清掃事務所</p>
--------------	--	---

第39号様式及び第39号の2様式を次のように改める。

様式省略

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第5号様式、第21号様式、第26号様式及び第30号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式及び第32号様式による用紙を用いて作成され、交付されている障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証は、それぞれこの規則による改正後の第3号様式及び第32号様式による用紙を用いて作成され、交付された障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証とみなす。

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和59年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表以外の部分中「心身障害者福祉手当認定申請書」を「心身障害者福祉手当認定申請書兼心身障害者福祉手当受給資格変更申請書」に、「提出し、又は提示する」を「提出する」に改め、同項の表1の項中「障害若しくは疾病の程度を証する書類の添付又は」を削り、「愛の手帳」を「又は愛の手帳」に、「若しくは療育手帳(療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳をいう。)の提示」を「の写しの添付」に改め、同表2の項中「同表の3の項第1号」を「同表の3の項」に、「書類若しくは第16条に定める疾病及び同表の3の項第2号に規定する病状等を証する医師の診断書の添付又は医療券等の提示」を「医療券等の写しの添付」に、「同項各号」を「同項」に改め、同表の3の項中「の提示」を「の写しの添付」に改める。

第14条第3項中「、「心身障害者福祉手当認定申請書(第1号様式)」とあるのは「心身障害者福祉手当受給者異動届」とを削る。

第16条(見出しを除く。)を次のように改める。

第16条 条例別表の3の項に規定する規則で定める疾病を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下この条において「難病法」という。)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (2) 難病法第5条第1項に規定する指定難病又は次の表に掲げる疾病のいずれかを有し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号)第6条の医療券(東京都難病患者等に係る医療費等の助成

に関する規則の一部を改正する規則(平成26年東京都規則第200号)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた医療費助成に係る医療券を含む。)の交付を受けている者

スモン、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)、悪性高血圧、母斑症(結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。)、古典的特発性好酸球增多症候群、びまん性汎細気管支炎、遺伝性QT延長症候群、網膜脈絡膜萎縮症、原発性骨髄線維症、肝内結石症、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全、劇症肝炎、重症急性膵炎、点頭てんかん

(3) 難病法第5条第1項に規定する指定難病又は前号の表に掲げる疾病のいずれかを有し、世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)第1条の2第2項の小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)の交付を受けている者

(4) 難病法第5条第1項に規定する指定難病又は第2号の表に掲げる疾病のいずれかを有し、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者(難病法第5条第1項に規定する指定難病の患者を除く。)で、その病状等が次のいずれかに該当するもの
ア 継続的な治療を必要とすること。
イ 病勢が不安定であること。
第1号様式を次のように改める。

様式省略

第7号様式を次のように改める。

様式省略

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6条及び第16条の規定は、令和8年4月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の第1号様式及び第7号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の13中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援(児童発達支援センターにおいて併せて治療を行うものに限る。)」に改める。

第1号の2の23様式及び第1号の3様式を次のように改める。

様式省略

第1号の3の4様式を次のように改める。

様式省略

第1号の3の5様式第7面中「(以下これらを「通所支援」といいます。)」を削り、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援のうち治療に係るものを」と、「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所(治療を行うものに限る。)」に、「通所支援を受けるとき」を「指定通所支援等を受けるとき」に、「通所支援に」を「指定通所支援等に」に改める。

第1号の3の6様式から第1号の3の10様式までを次のように改める。

様式省略

第1号の3の12様式を次のように改める。

様式省略

第1号の4の2様式及び第1号の5様式を次のように改める。

様式省略

第1号の7様式を次のように改める。

様式省略

第1号の9様式を次のように改める。

様式省略

第1号の11様式を次のように改める。

様式省略

第7号の3様式及び第7号の4様式を次のように改める。

様式省略

第7号の6様式を次のように改める。

様式省略

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号の3様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号の3の5様式及び第1号の5様式の規定に基づき作成され、交付されている通所受給者証及び肢体不自由児通所医療受給者証は、この規則による改正後の第1号の3の5様式及び第1号の5様式の規定に基づき作成され、交付されている通所受給者証及び肢体不自由児通所医療受給者証とみなす。

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則(昭

世田谷区公報

和57年6月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
2 この規則による改正後の第5条第2項第1号の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月世田谷区規則第73号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2」を「第34条第1項第1号、第2号、第4号、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
2 この規則による改正後の第12条第2項第1号の規定は、令和9年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「35人」を「30人」に改める。

附則

- (施行期日)
1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、この規則による改正後の第4条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規

則第16号)の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「35人」を「30人」に改める。

附則

- (施行期日)
1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、この規則による改正後の第3条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所使用条例施行規則(昭和50年4月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表26の項第3号及び第4号中「若しくは助産所」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同項第8号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項中第45号を第52号とし、第42号から第44号までを7号ずつ繰り下げ、同項第41号中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素」に改め、同号を同項第48号とし、同項第40号中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素」に改め、同号を同項第47号とし、同項中第39号を第46号とし、第38号を第45号とし、同号の前に次の2号を加える。

(43) 省令第27条の3第1項の規定による病院における診療用放射性同位元素使用器具の備付届の受理経由及び同条第2項の規定による病院における診療用放射性同位元素使用器具翌年使用予定届の受理経由
(44) 省令第27条の3第1項の規定による診療所における診療用放射性同位元素使用器具の備付届の受理及び同条第2項の規定による診療所における診療用放射性同位元素使用器具翌年使用予定届の受理

別表26の項中第37号を第42号とし、第33号から第36号までを5号ずつ繰り下げ、第32号を第37号とし、同号の前に次の2号を加える。
(35) 省令第25条の2の規定による病院における診療用粒子線照射装置の備付届の受理経由
(36) 省令第25条の2の規定による診療所における診療用粒子線照射装置の備付届の受理

別表26の項中第31号を第34号とし、第30号を第33号とし、第29号を第32号とし、第28号を第31号とし、同号の前に次の1号を加える。

(30) 令第4条の7の規定による一般社団法人(公益社団法人を除く。)の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の届出の受理
別表26の項中第27号を第29号とし、第26号を第28号とし、同号の前に次の1号を加える。

(27) 令第4条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の変更届の受理

別表26の項中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第19号中「管理者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「診療所及び助産所へ」を「診療所、助産所及びオンライン診療受診施設へ」に、「開設者の」を「開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者の」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「又は助産所の廃止」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止」に、「又は助産所の開設者の死亡又は失そう」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「失そう」を「失踪」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届の受理

別表42の項第7号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第8号中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改め、同項第13号を次のように改める。

(13) 法第24条第1項及び第2項の規定による法第25条の医薬品の販売業(同条第1号の店舗販売業に限る。)の許可及び許可の更新

別表42の項第15号中「第38条」を「第38条第1項」に改める。

附則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表42の項第7号及び第8号の改正規定は、同年5月1日から施行する。

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年3月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第38号までを1号ずつ繰り上げ、第39号を削り、第40号を第38号とする。

第7条第17号中「環境政策課長」を「清掃管理課長」に改め、同条第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

「スポーツ推進課」を「スポーツ推進課」 「環境保全課 都市農業課」		管理課 事業課 世田谷清掃事務所 玉川清掃事務所 砧清掃事務所		清掃・リサ 世田谷清掃 玉川清掃事 砧清掃事務 都市農業課		所 「副班長 危機管理部副参 事(防災推進担 当)」 「施設計画課 施設整備課」 「教育環境課」を 「施設計画課 施設整備課」 に改め、 同表現地対策本部の部を次のように改める。	
現地 対策 本部	現地对策本部事務局及び情報・管理班	班長 世田谷保健所副参事(健康危機管理担当)	副班長 健康企画課長	副班長 世田谷保健所副参事(保健師統括担当)	健康企画課調整係 健康企画課健康危機管理担当係長		
	相談班	班長 世田谷保健所副参事(保健師統括担当)	副班長 健康推進課長	副班長 世田谷保健相談課長、北沢保健相談課長、玉川保健相談課長、砧保健相談課長又は烏山保健相談課長(以下「保健相談課長」という。)(代表者1名に限る。)	健康推進課 世田谷保健相談課 北沢保健相談課 玉川保健相談課 砧保健相談課 烏山保健相談課 健康企画課計画担当係長 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長		
	検査班	班長 健康企画課長	副班長 生活保健課長	副班長 世田谷保健所副参事(健康危機管理担当)	生活保健課 健康企画課健康危機管理担当係長 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長		
	防疫班	班長 感染症対策課長	副班長 保健相談課長(代表者1名に限る。)		生活保健課(衛生検査センター担当係長を除く。) 世田谷保健相談課 北沢保健相談課 玉川保健相談課 砧保健相談課 烏山保健相談課 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長		
	移送班	班長 感染症対策課長	副班長 生活保健課長		生活保健課(衛生検査センター担当係長を除く。) 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長		
	生活衛生班	班長 生活保健課長			生活保健課(衛生検査センター担当係長を除く。)		
	住民接種班	班長 感染症対策課長	副班長 総合支所長(代表者1名に限る。)	副班長 総合支所保健福祉センター所長(代表者1名に限る。)	世田谷総合支所(健康づくり課保健相談担当係長を除く。) 北沢総合支所(健康づくり課保健相談担当係長を除く。) 玉川総合支所(健康づくり課保健相談担当係長を除く。) 砧総合支所(健康づくり課保健相談担当係長を除く。) 烏山総合支所(健康づくり課保健相談担当係長を除く。) 住民記録・戸籍課 感染症対策課予防接種担当係長		
	区衛生検査センター班	班長 生活保健課長			生活保健課		

世田谷区公報

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
世田谷区食品衛生法施行細則（昭和50年4月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。
第3号様式を次のように改める。
様式省略
第6号様式及び第7号様式を次のように改める。
様式省略

附 則
1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式、第6号様式及び第7号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則
世田谷区医療法施行細則（平成9年3月世田谷区規則第62号）の一部を次のように改正する。
第6条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。
4 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の開設の届出は、オンライン診療受診施設設置届（第10号の2様式）により行わなければならない。
第7条の見出しを「（開設許可申請事項等変更届）」に改め、同条中「第4条第1項若しくは第3項」を「第4条第1項、第3項若しくは第4項」に、「又は助産所」を「若しくは助産所」に、「又は開設届出事項」を「若しくは開設届出事項」に改め、「の変更」の次に「又はオンライン診療受診施設設置届出事項の変更」を加え、「診療所・助産所開設許可（届出）事項一部変更届」を「診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）開設許可（届出）又は設置届出事項一部変更届」に改め、同条ただし書中「診療所・助産所開設届出事項一部（従業者）変更届」を「診療所（歯科診療所又は助産所）開設届出事項一部（従業者）変更届」に改める。
第9条を次のように改める。
（休止、再開及び廃止の届出）
第9条 法第8条の2第2項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を休止又は再開したときの届出は、診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）休止（再開）届（第14号様式）により行わなければならない。
2 法第9条第1項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を廃止したときの届出は、診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）廃止届（第15号様式）により行わなければならない。
第10条の見出し中「失そう」を「失踪」に改め、同条中「又は助産所の開設者」を

「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そうの」を「失踪の」に、「診療所・助産所開設者死亡・失そう届」を「診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）開設者又は設置者死亡（失踪）届」に改める。
第1号様式第4面を次のように改める。
様式省略
第2号様式裏面を次のように改める。
様式省略
第3号様式第2面及び第3面を次のように改める。
様式省略
第7号様式を次のように改める。
様式省略
第8号様式第1面及び第2面を次のように改める。
様式省略
第8号様式第3面中「13」を「14」に、「14」を「15」に、「15」を「16」に、「16」を「17」に改め、同様式第4面中「17」を「18」に、「18」を「19」に、「19」を「20」に、「20」を「21」に、「21」を「22」に、「22」を「23」に改め、同様式第5面中「23」を「24」に、「24」を「25」に、「25」を「26」に、「26」を「27」に、「27」を「28」に改め、同様式第6面を次のように改める。
様式省略
第9号様式第1面を次のように改める。
様式省略
第9号様式第2面中「8」を「9」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に、「11」を「12」に、「12」を「13」に改め、同様式第3面を次のように改める。
様式省略
第9号様式に次のように加える。
様式省略
第10号様式第1面を次のように改める。
様式省略
第10号様式第4面を次のように改める。
様式省略
第10号様式の次に次の1様式を加える。
様式省略
第11号様式及び第11号の2様式を次のように改める。
様式省略
第14号様式から第16号様式までを次のように改める。
様式省略

附 則
1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第3号様式まで、第7号様式から第11号の2様式まで及び第14号様式から第16号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区風景づくり条例施行規則（平成11年3月世田谷区規則第22号）の一部を次のように改正する。
第3条第10号中「一般財団法人世田谷ト

ラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改める。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区営住宅管理条例施行規則（平成2年3月世田谷区規則第37号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。
別表第1（第7条関係）

名 称	数	値
世田谷区営粕谷四丁目アパート	ア	0.8732
	イ	0.9054
	ウ	0.9192
世田谷区営桜丘二丁目アパート	ア	0.8887
	イ	0.9215
	ウ	0.9355
世田谷区営桜新町一丁目アパート		0.9465
世田谷区営鎌田二丁目アパート	ア	0.8526
	イ	0.884
	ウ	0.8975
世田谷区営桜上水三丁目アパート		0.9299
世田谷区営宇奈根一丁目アパート	ア	0.8469
	イ	0.8781
	ウ	0.8915
世田谷区営砧七丁目アパート	ア	0.882
	イ	0.9145
	ウ	0.9284
世田谷区営深沢四丁目アパート		0.9453
世田谷区営赤堤一丁目アパート		0.9511
世田谷区営八幡山三丁目第二アパート		0.9282
世田谷区営菅賀二丁目アパート	ア	0.899
	イ	0.9321
	ウ	0.9463
世田谷区営菅賀二丁目第二アパート	ア	0.8978
	イ	0.9309
	ウ	0.9451
世田谷区営大原一丁目アパート		0.9527
世田谷区営玉川三丁目アパート		0.951
世田谷区営北烏山一丁目第二アパート		0.9177
世田谷区営桜新町二丁目ア	ア	0.9033

世田谷区公報

令和8年4月20日(第781号)

パート	イ	0.9365		ウ	0.9339	<p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則(平成6年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条第1項中「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>
	ウ	0.9508	世田谷区営八幡山一丁目アパート	ア	0.8738	
世田谷区営弦巻三丁目第二アパート		0.9488		イ	0.906	
				ウ	0.9198	
世田谷区営シティコート世田谷給田	ア	0.9001	世田谷区営ホープ大蔵		0.8783	
	イ	0.9434	世田谷区営コスモ北烏山		0.8977	
	ウ	0.9281	世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	ア	0.8678	
世田谷区営上野毛福寿荘		0.939		イ	0.8998	
世田谷区営リラ祖師谷		0.903		ウ	0.9135	
世田谷区営フローレル北烏山		0.8873	世田谷区営上馬四丁目アパート	ア	0.946	
世田谷区営北烏山八丁目アパート	ア	0.8436		イ	0.9413	
	イ	0.8747	世田谷区営桜丘五丁目第二アパート		0.935	
	ウ	0.888	世田谷区営上用賀五丁目アパート	ア	0.9421	
世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	ア	0.9078		イ	0.9374	
	イ	0.9216	世田谷区営上北沢一丁目アパート		0.9251	
世田谷区営弦巻二丁目アパート	ア	0.9223	世田谷区営玉川四丁目アパート		0.949	
	イ	0.9363	世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟)		0.9417	
世田谷区営アザレア経堂		0.9484	世田谷区営豪徳寺アパート(2号棟)		0.9405	
世田谷区営パークサイド野沢		0.9469	世田谷区営船橋五丁目アパート	ア	0.9324	
世田谷区営アーク上北沢		0.9273		イ	0.9308	
世田谷区営中町四丁目アパート		0.9418	世田谷区営グリーンヒル大原		0.9429	
世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	ア	0.9165				
	イ	0.9305				
世田谷区営八幡山慶明館		0.9204				
世田谷区営ユアーズ若林		0.9361				
世田谷区営フローラ千歳台		0.9266				
世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	ア	0.9356				
	イ	0.9498				
世田谷区営弦巻四丁目第三アパート	ア	0.935				
	イ	0.9492				
世田谷区営ブラン深沢		0.9293				
世田谷区営上用賀四丁目アパート	ア	0.9256				
	イ	0.9397				
世田谷区営新町一丁目アパート	ア	0.895				
	イ	0.928				
	ウ	0.9421				
世田谷区営弦巻四丁目アパート	ア	0.8978				
	イ	0.9309				
	ウ	0.9451				
世田谷区営上北沢五丁目アパート	ア	0.8703				
	イ	0.9024				
	ウ	0.9161				
世田谷区営世田谷二丁目アパート	ア	0.8872				
	イ	0.9199				
			附則			
			この規則は、令和8年4月1日から施行する。			
			世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則			
			世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則(平成7年2月世田谷区規則第1号)の一部を次のように改正する。			
			別表第4を次のように改める。			
			別表第4(第59条関係)			
			名称	数値		
			世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	0.9394		
			世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	0.9511		
			世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	0.9418		
			世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	0.935		
			世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅	0.9405		
			世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	0.9453		
			附則			
			この規則は、令和8年4月1日から施行する。			
			世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則			
			世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第35号)の一部を次のように改正する。			
			第1条に次の1項を加える。			
			2 助成金の交付については、この規則に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に定めるところによる。			
			第4条第1項中「80パーセント(条例)」を「100パーセント(行き止まりの私道であるときは80パーセント、条例)」に、「50パーセント」を「50パーセント」に改める。			
			第5条第3項第7号中「排水設計図」を「設計図」に、「ものに限る。」を「排水設計図」に改める。			
			第1号様式中「排水設計図」を「設計図」に、「ものに限る。」を「排水設計図」に改める。			
			第4号様式裏面を次のように改める。			
			様式省略			
			第12号様式を次のように改める。			
			様式省略			
			附則			
			1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。			
			2 この規則による改正後の第4条第1項の規定は、令和8年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。			
			3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。			
			世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則			
			世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。			
			第58条第2項中「直ちに小切手を作成して支払証と引換えにこれを債権者に交付し、又は」を削り、「窓口払で」を「現金で」に改める。			
			第62条から第73条までを次のように改め			

る。
 第62条から第73条まで 削除
 第75条中「指定金融機関をして、ゆうちょ銀行による為替の方法によって送金させる」を「支払場所を指定し、指定金融機関に必要な資金を交付して送金の手続をさせる」に改める。
 第76条第1項及び第79条第1項中「小切手受領書と引換えに」を削る。
 第86条第1項第11号を次のように改める。
 (11) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の規定に基づく委託費及び施設等に通所又は入所する者の支援に要する経費
 第89条第2項中「委託する」を「委託した」に改める。
 第92条(見出しを除く。)を次のように改める。
 第92条 支出事務受託者の債権者に対する支払及び精算については、前渡金の支払及び精算の例による。
 2 支出事務受託者は、前条の規定により、債権者が、区長から送付された支払案内書又は証書その他の支払を受けるべきことを証する書類を所持しているときは、当該書類を提示させなければならない。
 3 支出事務受託者は、交付された資金の支払金額及び支払履歴(支払の相手方となる債権者、日付及び金額を記載したものをいう。)並びに資金の残金を記載した報告書(当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)をもって、その支出の結果を、区長を経由の上、会計管理者に報告しなければならない。
 4 支出事務受託者は、前項の支出の結果により、残金が生じたときは、速やかに指定金融機関又は公金収納取扱店に返納しなければならない。ただし、常時資金を必要とする支出事務の精算残金については、次回の所要見込額に充てるために、繰り越すことができる。
 第112条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。
 第117条第2項第3号ただし書中「第112条第1項第3号及び第4号」を「第112条第1項第2号及び第3号」に改める。
 第136条第2号中「小切手の支払、送金払」を「送金払」に改める。
 第142条及び第143条中「有価証券又は小切手帳」を「又は有価証券」に改める。
 付属様式の目次中第35号様式(甲・乙)の項及び第36号様式の項を次のように改める。
 第35号様式(甲・乙) 削除
 第36号様式 削除
 付属様式の目次中第43号様式の項を次のように改める。
 第43号様式 削除
 付属様式の目次中第46号様式の項を次のように改める。
 第46号様式 削除
 付属様式の目次中第76号様式の項を次の

ように改める。
 第76号様式 削除
 第11号様式甲中「現金取扱員氏名」を削る。
 第11号様式乙中「現金取扱員氏名」及び「印」を削る。
 第35号様式甲、第35号様式乙及び第36号様式を次のように改める。
 第35号様式甲から第36号様式まで 削除
 第43号様式を次のように改める。
 第43号様式 削除
 第46号様式を次のように改める。
 第46号様式 削除
 第76号様式を次のように改める。
 第76号様式 削除
 第115号様式を次のように改める。
 様式省略
 附 則
 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第11号様式甲及び第11号様式乙の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則
 世田谷区物品管理規則(昭和60年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。
 第2条第13号中「清掃・リサイクル部砧清掃事務所」を「環境政策部砧清掃事務所」に改める。
 第9条第4項及び第10条第2項の表会計課出納係長の項中「会計課出納係長」を「会計課出納担当係長」に改める。

附 則
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第2号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	所	
出	張	所	

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程(平成14年8月世田谷区訓令甲第27号)の一部を次のように改正する。
 令和8年3月4日
 世田谷区長 保坂展人
 第4条第5項中「職員」を「者」に改める。
 第7条第1項第8号中「に属する」を「の事務を処理する」に改め、同項に次の1号を加える。
 (9) 世田谷区マイナンバーカードセンターの委託業務に従事する者
 第7条第2項中「職員」を「者」に、「端末機管理責任者」を「セキュリティ責任者」に改める。

第15条第1項中「職員」を「者」に改める。
 附 則
 第7条第1項に1号を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第3号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	所	
出	張	所	
事	業	所	

世田谷区勤務訓令を次のように定める。
 令和8年3月27日

世田谷区長 保坂展人
 世田谷区勤務訓令
 第1条 令和8年3月31日現在、次の表の左欄に掲げる課又は所に配属されている職員は、同月27日に別に辞令を発せられない限り、同年4月1日をもって、同表右欄に掲げる課又は所に勤務を命じられたものとする。

清掃・リサイクル部管理課	環境政策部清掃管理課
清掃・リサイクル部事業課	環境政策部清掃・リサイクル推進課
清掃・リサイクル部世田谷清掃事務所	環境政策部世田谷清掃事務所
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所	環境政策部玉川清掃事務所
清掃・リサイクル部砧清掃事務所	環境政策部砧清掃事務所

第2条 令和8年3月31日現在、次の表の左欄に掲げる職を命じられている職員は、同月27日に別に辞令を発せられない限り、同年4月1日をもって、同表右欄に掲げる職を命じられたものとする。

清掃・リサイクル部管理課調整係長	環境政策部清掃管理課調整係長
清掃・リサイクル部管理課調整係副係長	環境政策部清掃管理課調整係副係長
清掃・リサイクル部管理課事務調整担当係長	環境政策部清掃管理課事務調整担当係長
清掃・リサイクル部管理課施設整備担当係長	環境政策部清掃管理課施設整備担当係長
清掃・リサイクル部管理課担当係長	環境政策部清掃管理課担当係長
清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当係長	環境政策部清掃・リサイクル推進課普及啓発担当係長
清掃・リサイクル部事業課事業担当係長	環境政策部清掃・リサイクル推進課事業担当係長
清掃・リサイクル部事業課事業技能長	環境政策部清掃・リサイクル推進課事業技能長
清掃・リサイクル部事業課指導許可担当	環境政策部清掃・リサイクル推進課

係長	指導許可担当係長	玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	掃事務所作業・ごみ減量係技能長	<p>◎世田谷区訓令甲第4号 世田谷区保健所処務規程(昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号)の一部を次のように改正する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人 第5条第2項中「、参事」の次に「又は専門参事」を加える。 第6条に次の1項を加える。 10 職員は、次条に定める分掌事務及び担任意務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。 第7条の表健康企画課の部試験検査担当係長の項を削り、同表生活保健課の部医事・薬事係の項第5号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同部生活環境衛生担当係長の項第5号を次のように改める。 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づくねずみ族、昆虫等の駆除その他平常時の防疫に関すること。 第7条の表生活保健課の部生活環境衛生担当係長の項第6号中「出水時」を「地震、台風等の災害時」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。 (6) 衛生害虫の防除に関すること。 第7条の表生活保健課の部に次のように加える。 衛生検査センター担当係長 (1) 衛生上の試験及び検査に関すること。 (2) 衛生検査室の管理運営に関すること。 別表1の部11の項を削り、同表5の部10の項中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同部13の項を次のように改める。</p>
清掃・リサイクル部事業課指導許可技能長	環境政策部清掃・リサイクル推進課指導許可技能長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	
清掃・リサイクル部事業課副係長	環境政策部清掃・リサイクル推進課副係長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所管理係長	環境政策部玉川清掃事務所管理係長	
清掃・リサイクル部世田谷清掃事務所管理係長	環境政策部世田谷清掃事務所管理係長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	
清掃・リサイクル部世田谷清掃事務所作業・ごみ減量係長	環境政策部世田谷清掃事務所作業・ごみ減量係長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	
清掃・リサイクル部世田谷清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	環境政策部世田谷清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	
清掃・リサイクル部世田谷清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	環境政策部世田谷清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所管理係長	環境政策部玉川清掃事務所管理係長	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所管理係長	環境政策部玉川清掃事務所管理係長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	作業Ⅰ	土木作業	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所管理係長	環境政策部玉川清掃事務所管理係長	作業Ⅱ	施設作業	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係長	自動車運転Ⅱ	清掃車運転	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係統括技能長	自動車整備	清掃車整備	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係技能長	作業Ⅲ	清掃作業	
清掃・リサイクル部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長	環境政策部玉川清掃事務所作業・ごみ減量係担当技能長			

第3条 令和8年3月31日現在、次の表の左欄に掲げる職務を命じられている職員は、同月27日に別に辞令を発せられない限り、同年4月1日をもって、同表右欄に掲げる職務を命じられたものとする。

作業Ⅰ	土木作業
作業Ⅱ	施設作業
自動車運転Ⅱ	清掃車運転
自動車整備	清掃車整備
作業Ⅲ	清掃作業

13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下この項において「法」という。)の規定に基づくねずみ族、昆虫等の駆除その他平常時の防疫及び衛生害虫の防除に関すること。 別表5の部15の項中「出水時」を「地震、台風等の災害時」に改め、同部に次のように加える。			1 法の規定に基づくねずみ族、昆虫等の駆除その他平常時の防疫及び衛生害虫の防除指導等を行うこと。
17 衛生上の試験及び検査に関すること。			1 衛生上の試験及び検査を実施すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第5号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 児 童 相 談 所
 保 健 所
 出 張 所
 事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

世田谷区長 保坂展人

別表教育環境課の部中「教育環境課」を「施設整備課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区豪徳寺二丁目1074番5
(2) 世田谷区豪徳寺二丁目1074番5

3 変更の区域
(1) 延長 26.82メートル
幅員 0.05メートルから
0.66メートルまで
面積 12.94平方メートル
(2) 延長 46.94メートル
幅員 0.40メートルから
1.07メートルまで
面積 28.16平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年3月2日

◎世田谷区告示第87号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第88号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第89号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第90号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第91号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第209号
- 2 指定年月日 令和8年2月20日
- 3 指定する道路の種別 道路法(昭和27年法律第180号)による道路
- 4 道路の区域 世田谷区上祖師谷四丁目113番27から上祖師谷五丁目1009番4の内まで
- 5 道路の幅員 15.00メートルから15.68メートルまで
- 6 道路の延長 412.50メートル

◎世田谷区告示第92号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年3月2日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 放課後等デイサービスレイ・マカナ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖師谷三丁目32番8号ソレイユ祖師谷001号室
- 3 申請者の名称 株式会社ブルメリア
- 4 指定年月日 令和8年3月1日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第93号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 STARRY 明大前
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区松原二丁目42番14号美鈴Sビル201
- 3 申請者の名称 株式会社DeLivers.
- 4 指定年月日 令和8年3月

- 1日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援

◎世田谷区告示第94号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和8年3月2日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 moaro
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区宮坂三丁目15番4号AR経堂ビル2階
- 3 申請者の名称 株式会社INCLUSIVE
- 4 廃止年月日 令和8年2月28日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区砧六丁目121番12の内
- 3 変更の区域
延長 13.30メートル
幅員 0.28メートルから
0.32メートルまで
面積 4.03平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和8年3月3日

◎世田谷区告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区三宿二丁目392番21の内
- 3 変更の区域
延長 6.43メートル
幅員 0.17メートル
面積 1.13平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和8年3月3日

◎世田谷区告示第97号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 12-D254-05
2 変更の区間 世田谷区三宿二丁目392番21の内
3 変更の区域 延長 6.52メートル 幅員 0.68メートルから 0.70メートルまで 面積 4.53平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年3月3日

◎世田谷区告示第98号

令和8年3月2日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和8年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和7年度世田谷区一般会計補正予算(第6次)
2 令和7年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第2次)
3 令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第2次)
4 令和7年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第2次)
5 令和7年度世田谷区学校給食費会計補正予算(第2次)

別添省略

◎世田谷区告示第99号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 32-D572-03
2 変更の区間 世田谷区野沢四丁目222番16の内
3 変更の区域 延長 8.86メートル 幅員 0.67メートルから 0.69メートルまで 面積 6.05平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年3月4日

◎世田谷区告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区上馬五丁目13番10の内
3 変更の区域 延長 17.27メートル 幅員 0.18メートル 面積 3.15平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年3月4日

◎世田谷区告示第101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 45-15
2 変更の区間 世田谷区千歳台二丁目854番227
3 変更の区域 延長 18.20メートル 幅員 0.74メートルから 0.75メートルまで 面積 13.60平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年3月4日

◎世田谷区告示第102号

世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立上祖師谷たなばた公園
2 位置 東京都世田谷区上祖師谷七丁目7番1号
3 区域 別紙案内図のとおり
4 供用開始の期日 令和8年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月5日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-34
2 供用開始の区間 世田谷区粕谷四丁目522番60
3 供用開始の区域 延長 7.10メートル 幅員 1.00メートル 面積 7.10平方メートル
4 供用開始の期日 令和8年3月5日

◎世田谷区告示第104号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域 世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画世田谷西部地域喜多見地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区喜多見一丁目、喜多見二丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目及び喜多見七丁目各地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計

世田谷区公報

画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域宇奈根地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、鎌田四丁目及び大蔵六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第107号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区瀬田四丁目、瀬田五丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目及び大蔵六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第108号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第109号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画田直地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区大蔵五丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第110号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
第1種高度地区
世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
25m第2種高度地区
世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
追加する部分
19m第2種高度地区
世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第111号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称
外環道東名ジャンクション周辺地区街づくり誘導地区
- 2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域
世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
- 3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称

外環道東名ジャンクション周辺地区街づくり計画

- 4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号、第2号、第3号(喜多見東住宅地区及び多摩堤通り沿道地区に係るものに限る。)及び第4号に掲げる建築行為等
- 5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期
令和8年4月4日

◎世田谷区告示第112号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第11条第1項の規定により、地区街づくり計画を策定したので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
外環道東名ジャンクション周辺地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第113号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第5項において準用する同条第3項の規定により、街づくり誘導地区を廃止したので、次のとおり告示する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称
世田谷西部地域喜多見地区喜多見東住宅地区・喜多見東沿道地区街づくり誘導地区
- 2 街づくり誘導地区を廃止する土地の位置及び区域
世田谷区喜多見三丁目及び喜多見五丁目各地内
- 3 街づくり誘導地区を廃止する区域に係る地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域喜多見地区街づくり計画

◎世田谷区告示第114号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域喜多見地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区喜多見一丁目、喜多見二丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目及び喜多見七丁目各区内

3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第115号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域宇奈根地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、鎌田四丁目及び大蔵六丁目各区内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第116号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区瀬田四丁目、瀬田五丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目及び大蔵六丁目各区内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第117号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各区内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各区内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第118号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第5項において準用する同条例第3項の規定により、街づくり誘導地区を廃止したので、次のとおり告示する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称
田直地区街づくり誘導地区
- 2 街づくり誘導地区を廃止する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目地内
- 3 街づくり誘導地区を廃止する区域に係る地区街づくり計画の名称
田直地区地区街づくり計画

◎世田谷区告示第119号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
田直地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第120号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年3月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
グループホーム れんぎょう
- 2 事業所の所在地
茨城県笠間市安居3144番地521
- 3 事業者の名称
医療法人社団正

- 4 廃止届受理年月日
令和8年2月17日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第121号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年3月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
SOMPOケア千歳台居宅介護支援
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区上千歳台六丁目11番55号
- 3 事業者の名称
SOMPOケア株式会社
- 4 廃止届受理年月日
令和8年2月24日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1075番140の内から1075番130の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.70メートル
幅員 0.45メートル
面積 5.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年3月6日

◎世田谷区告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
41-9
- 2 変更の区間
世田谷区経堂五丁目767番1地先無番
- 3 変更の区域
延長 11.86メートル
幅員 1.81メートル

世田谷区公報

<p>面積 21.59平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月6日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第124号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 23-G041</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区経堂五丁目768番2地先無番から767番11地先無番 (新)世田谷区経堂五丁目768番2地先無番から767番13地先無番</p> <p>3 廃止の期日 令和8年3月6日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第125号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 23-G041-01</p> <p>2 指定する起終点 世田谷区経堂五丁目767番11地先無番</p> <p>3 用途 区管理道路</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第126号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷三丁目447番56の内</p> <p>3 変更の区域 延長 26.51メートル 幅員 0.35メートルから0.42メートルまで 面積 10.34平方メートル</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第127号 区管理水路を次のように廃止するので、</p>	<p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 23-Z001</p> <p>2 区間 世田谷区経堂一丁目166番1地先無番から161番2地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和8年3月6日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第128号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 23-Z064</p> <p>2 区間 世田谷区経堂一丁目166番1地先無番から161番2地先無番まで</p> <p>3 用途 区管理水路</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第129号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区代田一丁目405番4</p> <p>3 供用開始の区域 延長 28.02メートル 幅員 2.74メートル 面積 89.22平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月6日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第130号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間</p>	<p>世田谷区梅丘二丁目1319番4の内</p> <p>3 変更の区域 延長 9.36メートル 幅員 0.20メートルから0.21メートル 面積 1.98平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月6日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第131号 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和8年3月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ブルメリア介護センター</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目20番11号TSビル ステイジア世田谷103</p> <p>3 事業者の名称 ブルメリア株式会社</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和8年2月26日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第132号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区宇奈根一丁目464番2</p> <p>3 変更の区域 延長 25.41メートル 幅員 1.87メートル 面積 47.42平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月10日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第133号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区中町三丁目111番1の内 (2) 世田谷区中町三丁目111番1の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 50.09メートル</p>
--	--	--

<p>幅員 0.25メートル 面積 16.98平方メートル (2) 延長 56.87メートル 幅員 1.00メートル 面積 56.97平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月10日</p>	<p>令和8年3月11日 世田谷区長 保坂展人 1 番号 12-Z016 2 区間 世田谷区池尻四丁目152番9地先無番から152番19地先無番まで 3 廃止の期日 令和8年3月11日</p>	<p>特別区道 2 指定区間 世田谷区上馬五丁目21番先から世田谷区上馬五丁目20番先まで 3 指定年月日 令和8年3月11日</p>
<p>◎世田谷区告示第134号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月11日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区経堂三丁目431番3の内 3 変更の区域 延長 8.81メートル 幅員 0.45メートルから 0.77メートルまで 面積 5.46平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月11日</p>	<p>◎世田谷区告示第137号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和8年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月11日 世田谷区長 保坂展人 1 番号 (1) 12-Z050 (2) 12-Z051 2 区間 (1) 世田谷区池尻四丁目152番9地先無番 (2) 世田谷区池尻四丁目152番1地先無番から152番19地先無番まで 3 用途 (1) 区管理水路 (2) 区管理水路</p>	<p>◎世田谷区告示第140号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月12日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 36-5 2 変更の区間 世田谷区祖師谷五丁目631番3 3 変更の区域 延長 13.48メートル 幅員 0.00メートルから 5.26メートルまで 面積 38.06平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月12日</p>
<p>◎世田谷区告示第135号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月11日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区世田谷一丁目407番5の内 (2) 世田谷区世田谷一丁目407番5の内 3 変更の区域 (1) 延長 20.11メートル 幅員 0.42メートルから 0.44メートルまで 面積 8.72平方メートル (2) 延長 8.37メートル 幅員 0.16メートルから 0.17メートルまで 面積 1.42平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月11日</p>	<p>◎世田谷区告示第138号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月11日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 34-12 2 変更の区域 世田谷区野沢四丁目231番32の内 3 変更の区域 延長 7.05メートル 幅員 0.16メートルから 0.17メートルまで 面積 1.20平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月11日</p>	<p>◎世田谷区告示第141号 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和8年3月12日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 おうちのケアプラン三茶 2 事業所の所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目22番10号前田ビル201 3 事業者の名称 株式会社メディステップ 4 廃止届受理年月日 令和8年2月26日 5 サービスの種類 居宅介護支援</p>
<p>◎世田谷区告示第136号 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和8年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>◎世田谷区告示第139号 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。 この関係図面は、令和8年3月11日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月11日 世田谷区長 保坂展人 1 路線名</p>	<p>◎世田谷区告示第142号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年3月12日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 第2963号 2 指定年月日 令和8年3月11日 3 指定位置 世田谷区野沢三丁目115番13、115番21、115番23、115番24の各一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 19.69メートル 6 申請者氏名 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹</p>

世田谷区公報

◎世田谷区告示第143号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和8年3月13日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	3,262円
2	普通作業員	2,869円
3	軽作業員	1,987円
4	造園工	2,944円
5	法面工	3,570円
6	とび工	3,517円
7	石工	3,517円
8	ブロック工	3,443円
9	電工	3,645円
10	鉄筋工	3,592円
11	鉄骨工	3,167円
12	塗装工	3,879円
13	溶接工	4,049円
14	運転手(特殊)	3,305円
15	運転手(一般)	2,720円
16	潜かん工	3,964円
17	潜かん世話役	4,750円
18	さく岩工	4,463円
19	トンネル特殊工	4,017円
20	トンネル作業員	3,411円
21	トンネル世話役	4,548円
22	橋りょう特殊工	3,900円
23	橋りょう塗装工	3,879円
24	橋りょう世話役	4,463円
25	土木一般世話役	3,655円
26	高級船員	4,219円
27	普通船員	3,475円
28	潜水士	5,600円
29	潜水連絡員	4,059円
30	潜水送気員	3,815円
31	山林砂防工	3,454円
32	軌道工	6,237円
33	型わく工	3,507円
34	大工	3,252円
35	左官	3,592円
36	配管工	3,199円
37	はつり工	3,315円
38	防水工	4,059円
39	板金工	3,804円

40	タイル工	2,954円
41	サッシ工	3,539円
42	屋根ふき工	—
43	内装工	3,655円
44	ガラス工	3,549円
45	建具工	—
46	ダクト工	3,199円
47	保温工	3,039円
48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,975円
50	交通誘導警備員A	2,179円
51	交通誘導警備員B	1,987円
52	上記以外の職種	1,610円

備考

- 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
 - 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,870円
 - 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額

「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附則

この告示は、令和8年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

◎世田谷区告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
 - 28-1
 - 28-1
- 変更の区間
 - 世田谷区羽根木二丁目1769番11の内
 - 世田谷区羽根木二丁目1769番11の内
- 変更の区域
 - 延長 11.29メートル
幅員 0.53メートルから
0.59メートルまで

- 面積 6.32平方メートル
- 延長 12.37メートル
幅員 0.63メートルから
0.73メートルまで
- 面積 8.53平方メートル
- 供用開始の期日
令和8年3月13日

◎世田谷区告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
35-40
- 変更の区間
世田谷区宮坂三丁目2353番9の内
- 変更の区域
 - 延長 6.97メートル
幅員 0.05メートルから
0.06メートルまで
 - 面積 0.40平方メートル
- 供用開始の期日
令和8年3月13日

◎世田谷区告示第146号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号
21-G030
- 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1328番1の内
- 変更の区域
 - 延長 6.84メートル
幅員 0.22メートルから
0.25メートルまで
 - 面積 1.63平方メートル
- 供用開始の期日
令和8年3月13日

◎世田谷区告示第147号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号
43-G060
- 廃止する起終点
世田谷区千歳台二丁目716番1地

先無番から717番3地先無番まで

3 廃止の期日
令和8年3月13日

◎世田谷区告示第148号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和8年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和8年3月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
40-1

2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目211番27の内から211番26の内まで

3 変更の区域
延長 14.59メートル
幅員 1.63メートルから
1.74メートルまで
面積 24.55平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年3月13日

◎世田谷区告示第149号
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
令和8年3月16日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第150号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和8年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和8年3月16日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区玉川四丁目1608番3地先無番

3 変更の区域
延長 16.09メートル
幅員 1.27メートル
面積 20.47平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年3月16日

◎世田谷区告示第151号
区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和8年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和8年3月16日

世田谷区長 保坂展人

1 番号
(1) 45-Z327
(2) 45-Z328

2 区間
(1) 世田谷区玉川四丁目1624番7地先無番から1608番7地先無番まで
(2) 世田谷区玉川四丁目1608番4地先無番から1611番地先無番まで

3 用途
(1) 区管理水路
(2) 区管理水路

◎世田谷区告示第152号
区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和8年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和8年3月16日
世田谷区長 保坂展人

1 番号
45-Z024

2 区間
世田谷区玉川四丁目1624番7地先無番から1611番地先無番まで

3 廃止の期日
令和8年3月16日

◎世田谷区告示第153号
介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。
令和8年3月16日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 ケアプランGen.

2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢四丁目27番17号大内屋ビル304

3 事業者の名称 株式会社Gen.

4 指定年月日 令和8年4月1日

5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第154号
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
令和8年3月16日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 愛友プラン奥沢

2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢四丁目27番17号大内屋ビル304号

3 事業者の名称 合同会社愛友

4 廃止届受理年月日 令和8年3月2日

5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第155号
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨

時運行許可番号標は、紛失又は回収不能によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則(平成4年7月世田谷区規則第86号)第9条の規定に基づき告示する。
令和8年3月16日
世田谷区長 保坂展人

1 紛失によるもの
世田谷総合支所許可分
品川69-24 品川74-72
烏山総合支所許可分
品川69-37

2 回収不能によるもの
北沢総合支所許可分
品川67-41
烏山総合支所許可分
品川69-30

◎世田谷区告示第156号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和8年3月17日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区喜多見五丁目2960番3地先無番

3 変更の区域
延長 8.23メートル
幅員 0.23メートルから
0.25メートル
面積 1.99平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年3月17日

◎世田谷区告示第157号
区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和8年3月17日
世田谷区長 保坂展人

1 番号
45-Z192

2 区間
世田谷区喜多見五丁目2963番1地先無番から2939番5地先無番まで

3 廃止の期日
令和8年3月17日

◎世田谷区告示第158号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

世田谷区公報

令和8年3月17日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
(1) 45-G475
(2) 45-G476

2 指定する起終点
(1) 世田谷区喜多見五丁目2939番5地先無番から2960番5地先無番まで
(2) 世田谷区喜多見五丁目2960番1地先無番から2963番1地先無番まで

3 用途
(1) 区管理道路
(2) 区管理道路

◎世田谷区告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目23番28の内から23番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.28メートル
幅員 0.04メートルから
0.06メートルまで
面積 0.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年3月17日

◎世田谷区告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢二丁目965番39から965番37まで
- 3 変更の区域
延長 30.48メートル
幅員 0.70メートルから
0.72メートルまで
面積 21.62平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年3月17日

◎世田谷区告示第161号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D248-16
- 2 変更の区間
世田谷区池尻二丁目134番31の内
- 3 変更の区域
延長 22.11メートル
幅員 0.66メートルから
1.08メートルまで
面積 19.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年3月17日

◎世田谷区告示第162号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2962号
- 2 指定変更年月日 令和8年3月18日
- 3 指定変更の位置 世田谷区上北沢一丁目832番33の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 2.07メートル
- 6 申請者氏名 大野 邦子

◎世田谷区告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区砧五丁目151番28の内
- 3 変更の区域
延長 6.53メートル
幅員 0.00メートルから
0.28メートルまで
面積 0.92平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年3月19日

◎世田谷区告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原五丁目482番8から

482番7まで

- 3 変更の区域
延長 7.62メートル
幅員 0.63メートルから
0.64メートルまで
面積 4.94平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年3月19日

◎世田谷区告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 りはっぴいのケアマネジメント
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区新町二丁目35番27号
- 3 事業者の名称 株式会社りはっぴい
- 4 指定年月日 令和8年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第166号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
32-D391-08
- 2 変更の区間
世田谷区上馬三丁目873番27の内から873番11まで
- 3 変更の区域
延長 20.79メートル
幅員 0.59メートルから
0.62メートルまで
面積 12.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年3月23日

◎世田谷区告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年3月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
杉並区上高井戸二丁目349番32の内
- 3 変更の区域
延長 2.15メートル
幅員 0.00メートルから

<p>0.17メートルまで 面積 0.19平方メートル</p> <p>◎世田谷区告示第168号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。 令和8年3月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 共用デイかたらい 2 事業所の所在地 東京都世田谷区上祖師谷六丁目7番23号 3 事業者の名称 特定非営利活動法人語らいの家 4 廃止届受理年月日 令和8年2月26日 5 サービスの種類 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>0.24メートルまで 面積 5.28平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月25日</p> <p>◎世田谷区告示第171号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1 2 変更の区間 世田谷区宇奈根三丁目273番2の内 3 変更の区域 延長 12.98メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.38平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月25日</p>	<p>4 供用開始の期日 令和8年3月25日</p> <p>◎世田谷区告示第174号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 2-1 2 供用開始の区間 世田谷区給田二丁目368番10の内 3 供用開始の区域 延長 34.78メートル 幅員 0.00メートルから4.50メートルまで 面積 88.01平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月25日</p>
<p>◎世田谷区告示第169号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区世田谷一丁目280番24の内 3 変更の区域 延長 7.17メートル 幅員 0.16メートルから0.21メートルまで 面積 1.37平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月24日</p>	<p>◎世田谷区告示第172号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D007-07 2 変更の区間 世田谷区大原一丁目1171番5の内 3 変更の区域 延長 13.51メートル 幅員 0.63メートル 面積 8.56平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月25日</p>	<p>◎世田谷区告示第175号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和8年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G113-02 2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区柏谷二丁目194番6地先無番から194番7まで (新)世田谷区柏谷二丁目194番6地先無番から194番7まで 3 廃止の期日 令和8年3月25日</p>
<p>◎世田谷区告示第170号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区喜多見八丁目2175番37の内から2175番38の内まで 3 変更の区域 延長 24.64メートル 幅員 0.17メートルから</p>	<p>◎世田谷区告示第173号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区域 世田谷区太子堂五丁目114番11 3 変更の区域 延長 24.27メートル 幅員 0.63メートルから0.79メートルまで 面積 17.16平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第176号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和8年3月26日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第177号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区世田谷三丁目809番13地</p>

	令和8年3月26日	令和8年3月27日
<p>先無番 3 変更の区域 延長 9.01メートル 幅員 2.36メートル 面積 21.32平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月26日</p>	<p>◎世田谷区告示第181号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月26日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第184号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第178号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和8年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定番号 21-G077 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区桜一丁目735番7地先無番から751番19地先無番まで （新）世田谷区桜一丁目735番7地先無番から751番18地先無番まで 廃止の期日 令和8年3月26日 	<p>1 指定番号 33-D180-15 2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目347番18の内 3 変更の区域 延長 6.76メートル 幅員 0.63メートル 面積 4.29平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月26日</p> <p>◎世田谷区告示第182号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区経堂三丁目427番12の内から427番8の内まで 3 変更の区域 延長 5.24メートル 幅員 0.59メートルから0.62メートルまで 面積 3.26平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p> <p>◎世田谷区告示第185号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第179号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和8年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定番号 21-G077-02 指定する起終点 世田谷区桜一丁目751番58地先無番から751番19地先無番まで 用途 区管理道路 	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区上馬四丁目33番10の内 3 変更の区域 延長 6.83メートル 幅員 0.21メートルから0.22メートルまで 面積 1.51平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p> <p>◎世田谷区告示第183号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区粕谷二丁目190番1 3 変更の区域 延長 12.26メートル 幅員 0.60メートルから0.61メートルまで 面積 8.41平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p> <p>◎世田谷区告示第186号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第180号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 28-1 変更の区間 世田谷区野毛一丁目83番3の内 変更の区域 延長 17.81メートル 幅員 0.63メートル 面積 11.30平方メートル 供用開始の期日 	<p>1 指定番号 21-D104-05 2 変更の区間 世田谷区若林五丁目583番3の内 3 変更の区域 延長 7.14メートル 幅員 0.17メートルから0.19メートルまで 面積 1.32平方メートル 4 供用開始の期日</p>	<p>1 指定番号 32-D314-06 2 変更の区間 世田谷区野沢四丁目260番30の内から260番29まで 3 変更の区域 延長 25.60メートル 幅員 0.26メートルから0.43メートルまで 面積 7.98平方メートル</p>

<p>4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p> <p>◎世田谷区告示第187号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 31-18</p> <p>2 変更の区間 世田谷区宮坂三丁目2267番11の内から2267番24まで</p> <p>3 変更の区域 延長 3.67メートル 幅員 0.20メートル 面積 0.74平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p>
<p>◎世田谷区告示第188号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区池尻二丁目171番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.30メートル 幅員 0.54メートルから 0.71メートルまで 面積 5.56平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p>
<p>◎世田谷区告示第189号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-D187-20</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田四丁目748番13の内から748番46の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 12.93メートル 幅員 0.61メートルから 0.68メートルまで 面積 8.33平方メートル</p>

<p>4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p> <p>◎世田谷区告示第190号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D001-08</p> <p>2 変更の区間 世田谷区大原一丁目1099番36の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.66メートル 幅員 0.03メートルから 0.62メートルまで 面積 5.48平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p>
<p>◎世田谷区告示第191号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢三丁目38番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 10.13メートル 幅員 0.44メートルから 0.52メートルまで 面積 4.90平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月27日</p>
<p>◎世田谷区告示第192号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 fureai 上野毛店</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区中町四丁目17番10号 コーポMK1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社コンシェルジュ24</p> <p>4 指定年月日 令和8年4月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>
<p>◎世田谷区告示第193号</p>

<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定取消番号 第2964号</p> <p>2 指定取消年月日 令和8年3月26日</p> <p>3 指定取消の位置 世田谷区上馬五丁目116番1の一部、 116番9の一部、 116番27の一部、 118番1の一部</p> <p>4 道路の幅員 4.00メートル</p> <p>5 道路の延長 23.08メートル</p> <p>6 申請者氏名 西村 雅子 西村 洋子</p>
<p>◎世田谷区告示第194号 令和8年3月27日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。 令和8年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 令和8年度世田谷区一般会計予算</p> <p>2 令和8年度世田谷区国民健康保険事業会計予算</p> <p>3 令和8年度世田谷区後期高齢者医療会計予算</p> <p>4 令和8年度世田谷区介護保険事業会計予算</p> <p>別添省略</p>
<p>◎世田谷区告示第195号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区若林三丁目114番14の内 (2) 世田谷区若林三丁目114番14の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 面積 0.30平方メートル (2) 延長 15.51メートル 幅員 0.30メートルから 0.63メートルまで 面積 7.62平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第196号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年3月30日から</p>

世田谷区公報

<p>15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-D526-05</p> <p>2 変更の区間 世田谷区野沢一丁目48番1の内から48番10まで</p> <p>3 変更の区域 延長 3.96メートル 幅員 0.63メートル 面積 2.55平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月30日</p>	<p>令和8年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区経堂三丁目144番2の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.12メートル 幅員 0.63メートルから 0.64メートルまで 面積 4.06平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月30日</p>	<p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目977番5の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.69メートル 幅員 0.17メートル 面積 1.35平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月31日</p>
<p>◎世田谷区告示第197号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区宮坂一丁目2455番26地先無番</p> <p>3 変更の区域 延長 8.82メートル 幅員 0.63メートル 面積 5.60平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第200号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目811番5の内から811番28の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 5.63メートル 幅員 0.17メートルから 0.21メートルまで 面積 1.05平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第203号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 36-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区宇奈根二丁目245番13の内 (2) 世田谷区宇奈根二丁目245番13の内から245番12の内まで</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 19.41メートル 幅員 0.62メートルから 0.63メートルまで 面積 13.50平方メートル (2) 延長 21.35メートル 幅員 0.63メートルから 1.03メートルまで 面積 14.29平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月31日</p>
<p>◎世田谷区告示第198号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 23-G099-02</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区宮坂一丁目2455番27地先無番から2455番26地先無番まで (新) 世田谷区宮坂一丁目2455番27地先無番から2455番20地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和8年3月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第201号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原一丁目57番21</p> <p>3 変更の区域 延長 19.97メートル 幅員 0.62メートルから 0.63メートルまで 面積 12.49平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第204号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区赤堤四丁目895番8の内から895番2の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 23.83メートル 幅員 0.14メートルから 0.19メートルまで 面積 3.90平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年3月31日</p>
<p>◎世田谷区告示第199号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>◎世田谷区告示第202号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第205号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p>

<p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区下馬一丁目102番12から102番14まで 3 変更の区域 延長 12.94メートル 幅員 0.19メートル 面積 2.46平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日 	<p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区玉堤一丁目2358番の内 3 変更の区域 延長 18.09メートル 幅員 0.17メートルから0.30メートルまで 面積 4.40平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日 	<p>15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 42-13 2 変更の区間 (1) 世田谷区新町二丁目279番1の内 (2) 世田谷区新町二丁目279番1の内 3 変更の区域 (1) 延長 18.74メートル 幅員 0.08メートルから0.11メートルまで 面積 1.88平方メートル (2) 面積 1.02平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日
<p>◎世田谷区告示第206号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 40-14 2 変更の区間 世田谷区代沢二丁目124番27の内 3 変更の区域 延長 9.12メートル 幅員 0.12メートルから0.18メートルまで 面積 1.40平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日 	<p>◎世田谷区告示第209号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区桜丘四丁目3151番2の内 (2) 世田谷区桜丘四丁目3151番2の内 3 変更の区域 (1) 延長 29.57メートル 幅員 0.15メートルから0.64メートルまで 面積 4.83平方メートル (2) 延長 21.13メートル 幅員 0.61メートル 面積 14.23平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日 	<p>◎世田谷区告示第212号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目888番41の内 3 変更の区域 延長 15.20メートル 幅員 0.25メートルから0.37メートルまで 面積 4.00平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日
<p>◎世田谷区告示第207号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区代田三丁目770番3の内 3 変更の区域 延長 13.49メートル 幅員 0.12メートルから0.24メートルまで 面積 2.50平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日 	<p>◎世田谷区告示第210号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区上北沢四丁目1110番160の内 3 変更の区域 延長 4.09メートル 幅員 0.48メートル 面積 1.99平方メートル 4 供用開始の期日 令和8年3月31日 	<p>◎世田谷区告示第213号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区羽根木二丁目1720番12の内 (2) 世田谷区羽根木二丁目1720番12の内 3 変更の区域 (1) 延長 10.31メートル 幅員 0.66メートルから0.72メートルまで 面積 9.71平方メートル (2) 延長 11.93メートル 幅員 0.72メートルから0.89メートルまで 面積 9.61平方メートル
<p>◎世田谷区告示第208号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>◎世田谷区告示第211号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年3月31日から</p>	

世田谷区公報

4 供用開始の期日
令和8年3月31日

◎世田谷区告示第214号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和8年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和8年3月31日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
33-25

2 変更の区間
世田谷区代田五丁目700番9の内から700番17の内まで

3 変更の区域
延長 13.76メートル
幅員 0.18メートル
面積 2.50平方メートル

4 供用開始の期日
令和8年3月31日

◎世田谷区告示第215号
次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。
令和8年3月31日
世田谷区長 保坂展人

1 名称
世田谷区立成城みつ池緑地

2 位置
東京都世田谷区成城四丁目20番8号

3 区域
別紙案内図のとおり

4 変更の期日
令和8年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第216号
次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。
令和8年3月31日
世田谷区長 保坂展人

1 名称
世田谷区立成城みつ池北緑地

2 位置
東京都世田谷区成城四丁目22番31号

3 区域
別紙案内図のとおり

4 変更の期日
令和8年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第217号
次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。
令和8年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 名称
世田谷区立明正公園

2 位置
東京都世田谷区成城三丁目1番8号

3 区域
別紙案内図のとおり

4 変更の期日
令和8年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第218号
次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。
令和8年3月31日
世田谷区長 保坂展人

1 名称
世田谷区立八幡山三丁目公園

2 位置
東京都世田谷区八幡山三丁目9番21号

3 区域
別紙案内図のとおり

4 変更の期日
令和8年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第219号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第3項の規定による指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。
令和8年3月31日
世田谷区長 保坂展人

1 名称

(1) 変更前 イオンマーケット株式会社
変更後 株式会社イオンフーズスタイル

(2) 変更前 株式会社ダイエー
変更後 株式会社イオンフーズスタイル

2 所在地

(1) 変更前 東京都杉並区阿佐谷南一丁目32番10号
変更後 東京都江東区東陽二丁目2番20号東陽駅前ビル

(2) 変更前 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
変更後 東京都江東区東陽二丁目2番20号東陽駅前ビル

3 変更年月日
令和8年3月1日

公 告

◎世田谷区公告第16号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和8年3月3日

世田谷区長 保坂展人	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 給田五丁目 12番3 12番6 12番7 12番18 12番49 12番50 12番51 12番52 12番53 12番54 12番55 12番56 12番57 12番7地先無番	東京都立川市 高松町一丁目23番16号 株式会社ノーヴァ・アソシエイツ 代表取締役 濱中敏之

◎世田谷区公告第17号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和8年3月5日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都都市計画用途地域

2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第18号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和8年3月5日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都都市計画土地区画整理事業(世田谷南部土地区画整理事業)

2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第19号
屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。
令和8年3月11日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第20号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発

行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月12日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 給田四丁目 134番1 134番10	東京都杉並区 阿佐谷南三丁目35番 21号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村 孝一郎

◎世田谷区公告第21号

東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
東京都
- 2 事件名
令和8年第5号 令和8年第5号の2
東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第14号線のための土地収用事件
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目
東京都世田谷区南烏山五丁目709番14 山林
- 4 縦覧場所
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
- 5 縦覧期間
令和8年3月16日から同年3月30日まで

◎世田谷区公告第22号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年3月23日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 喜多見一丁目 3975番2 3975番9 3975番10の一部	東京都武蔵野市 境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

◎世田谷区公告第23号

東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
東京都
- 2 事件名
令和8年第6号 令和8年第6号の2
東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地収用事件
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目
東京都世田谷区南烏山五丁目709番15 宅地
- 4 縦覧場所
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
- 5 縦覧期間
令和8年3月26日から同年4月9日まで

◎世田谷区公告第24号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

令和8年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者、予防接種を行う期間及び予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり
 - 2 予防接種を行う場所
別紙のとおり
- 別紙省略

◎世田谷区公告第25号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書(写し)の送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和8年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第217号線
- 2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

- 3 施行者の名称
世田谷区
- 4 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 5 事業施行期間
変更前
令和元年7月2日から令和8年3月31日まで
変更後
令和元年7月2日から令和13年3月31日まで
- 6 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和8年3月13日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第2号

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第3号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第4号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第5号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則(平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「313円」を「354円」に改め、同表2の項中「349円」を「395円」に改め、同表3の項中「377円」を「427円」に改め、同表4の項中「401円」を「454円」に改め、同表5の項中「432円」を「489円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「3月で除した数」を「12月(次条による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、18月)で除した数に4を乗じて得た数」に改める。

第6条第1項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別に」に改める。

附 則

世田谷区公報

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第23条第3項第1号」を「第23条第3項」に、「勤務」を「同条第1項本文の勤務」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合

附則第2項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表園長の項中「89,600円」を「93,500円」に、「70,800円」を「74,200円」に改め、同表副園長の項中「64,700円」を「67,700円」に、「41,900円」を「49,400円」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和8年3月27日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第6号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第7号

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第8号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第9号

世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第10号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第11号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第12号

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「教育環境課」を「施設計画課 施設整備課」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。(全ての職員の職責)

第6条の2 職員は、次条に定める分掌事務及び担任事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

第7条第1項の表以外の部分中「教育環境課」を「施設計画課、施設整備課」に改め、同表教育総務課の部経理係の項第3号中「借入れ」を「借受け」に改め、同表学校健康推進課の部学校給食係の項に次の1号を加える。

(6) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

第7条第1項の表学校健康推進課の部公会計担当係長の項を削り、同表教育環境課の部中「教育環境課」を「施設計画課」に改め、同部教育環境担当係長の項中「教育環境担当係長」を「施設計画担当係長」に改め、同項第2号中「施設台帳の総括」を「学校教育施設に係る計画及び整備方針等」に改め、同項第3号中「用地取得」の次に「及び財産処理等」を加え、同項第4号中「義務教育施設整備基金」を「義務教育施設整備基金等」に改め、同項第5号中「学校教育施設の建設及び維持管理」を「施設計画課及び施設整備課間の連絡調整」に改め、同項中第6号から第9号までを削り、同部の次に次のように加える。

施設整備課 施設整備担当係長

- (1) 施設台帳の総括に関すること。
- (2) 学校教育施設の建設及び維持管理に関すること。
- (3) 学校教育施設の増改築及び改修等に関すること。
- (4) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関すること。
- (5) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関すること。
- (6) 工事検査に関すること。

第7条第2項の表学校職員課の部職員係の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同表教育指導課の部人事係の項第1号中「幼稚園教職員、学校栄養職員」を「学校栄養職員」に改め、同項第2号中「(幼稚園に係る者を除く。)」を削り、同項第3号中「幼稚園教職員、学校栄養職員」を「学校栄養職員」に改め、同項第4

号中「幼稚園教職員」を「学校栄養職員及び事務職員」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則(平成2年3月世田谷区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

区政専門員(不登校支援の充実)	<ol style="list-style-type: none"> 1 心理職の育成及びキャリア形成に関する助言及び提案並びに区長部局との連携及び調整に関すること。 2 北沢学園中学校の教育内容及び学校運営に関する指導及び助言並びに関係機関との連携及び調整に関すること。 3 北沢学園中学校に併設するほっとスクール「北沢」及び北沢子どもの居場所「きたっこ」との連携及び交流に関すること。 4 ほっとルーム(校内別室)の事業の評価及び検証に関する助言及び提案に関すること。
-----------------	--

別表第2に次のように加える。

区政専門員(不登校支援の充実)	別表第1に掲げる区政専門員(不登校支援の充実)の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者
-----------------	---

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1預かり保育補助員の項を削り、同表学級経営支援教員の項職務の欄第3号中「一時的な欠員代替業務」を「新規教員の育成に係る計画の立案及び育成の実施に係る支援」に改め、同欄第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号の次に次の1号を加える。

4 区立小学校における適切な職場環境の整備に係る支援に関すること。

別表第2預かり保育補助員の項を削る。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。
(主任教諭等)

第12条 小・中学校に、主務教諭を置くことができる。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて小・中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて小・中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 第3項の規定にかかわらず、前項に規定する主務教諭の職名は、主任養護教諭とする。

6 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて小・中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 第3項の規定にかかわらず、前項に規定する主務教諭の職名は、主任栄養教諭とする。

第13条中「主幹教諭」を「主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2 世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭の項中「世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が2級であるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3 世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭の項中「世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第5条において準用する同規則第12条第1項の主任教諭又は同条第2項の主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が2級であるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則(平成16年12月世田谷区教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(学校関係者評価)

第5条 協議会は、対象学校自らが行う学校運営の評価の透明性及び客観性を向上させるため、世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第26条第2項に規定する学校関係者評価を行うものとする。

第6条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「10人以内」を「8人程度」に改め、同項ただし書中「16人」を「14人」に改める。

第7条(見出しを除く。)を次のように改める。

第7条 委員の任期は、2年とし、連続して2回まで任用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる者が委員となる場合の任期は、2年とし、連続して4回まで任用することができる。

3 委員が第1項又は前項に定める任期の間に前条第1項各号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至

た日までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、第1項又は前項に定める任期とする。

4 前項に定めるもののほか、委員が法第47条の5第2項第2号に規定する委員たる要件を、当該委員の児童又は生徒の卒業によって欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、前条第1項第4号に該当する者として第1項に定める任期とすることができる。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第7条の規定は、施行日以後に任命する委員の任期について適用し、施行日前までに任命された委員の任期については、なお従前の例による。

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第2号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年5月世田谷区教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

世田谷区教育委員会
別表学校運営協議会委員の項中「月額」を「日額」に、「1,000円」を「4,000円から8,000円までの額」において、教育委員会が定める額に改め、同表に次のように加える。

区政専門員(不登校支援の充実)

月額 403,900円

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第5号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

世田谷区教育委員会

本則の表を次のように改める。

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
インクルーシブ教育支援員	月額	189,942円から194,438円までの額	37,988円から38,887円までの額	227,930円から233,325円までの額
心理教育相談員	月額	218,130円から223,008円までの額	43,626円から44,601円までの額	261,756円から267,609円までの額
教育相談員	月額	206,400円	41,280円	247,680円

世田谷区公報

伝統工芸指導員	月額	118,714円	23,742円	142,456円
河口湖林間学園管理補助員	月額	173,566円		173,566円
学校給食栄養管理嘱託員	月額	197,574円	39,514円	237,088円
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	月額	120,739円	24,147円	144,886円
就学相談員	月額	206,400円	41,280円	247,680円
特別支援学級支援員	月額	170,047円	34,009円	204,056円
図書館嘱託員	月額	85,529円から179,657円までの額	17,105円から35,931円までの額	102,634円から215,588円までの額
図書館業務員	月額	54,967円から91,612円までの額	10,993円から18,322円までの額	65,960円から109,934円までの額
学校警備嘱託員	月額	165,544円から167,715円までの額	33,108円から33,543円までの額	198,652円から201,258円までの額
学校業務嘱託員	月額	104,857円から167,771円までの額	20,971円から33,554円までの額	125,828円から201,325円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	93,290円から101,064円までの額	18,658円から20,212円までの額	111,948円から121,276円までの額
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	194,752円から215,619円までの額	38,950円から43,123円までの額	233,702円から258,742円までの額
学芸研究員	月額	189,942円から193,523円までの額	37,988円から38,704円までの額	227,930円から232,227円までの額
社会教育指導員	月額	197,942円から202,209円までの額	39,588円から40,441円までの額	237,530円から242,650円までの額
学校給食栄養管理補助員	月額	90,617円から126,864円までの額	18123円から25,372円までの額	108,740円から152,236円までの額
	時間額	1,510円	302円	1,812円
学校給食事務補助員	月額	78,525円	15,705円	94,230円
非常勤講師	時間額	1,791円から2,439円までの額	358円から487円までの額	2,149円から2,926円までの額
学校警備補助員	日額	2,611円から25,787円までの額	522円から5,157円までの額	3,133円から30,944円までの額
学校業務補助員	月額	78,341円から161,904円までの額	15,668円から32,380円までの額	94,009円から194,284円までの額
幼稚園業務補助員	月額	91,397円	18,279円	109,676円
学校事務アシスタント	月額	78,525円から125,640円までの額	15,705円から25,128円までの額	94,230円から150,768円までの額
	時間額	1,308円	261円	1,569円
学校事務嘱託員	月額	99,784円から159,655円までの額	19,956円から31,931円までの額	119,740円から191,586円までの額
学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭	月額	133,767円	26,753円	160,520円
教育相談専門指導員	月額	117,561円から281,620円までの額	23,512円から56,324円までの額	141,073円から337,944円までの額
主任教育相談員	月額	231,161円	46,232円	277,393円
スクールソーシャルワーカー	月額	215,617円から220,570円までの額	43,123円から44,114円までの額	258,740円から264,684円までの額
ほっとスクール指導員	月額	197,942円から202,209円までの額	39,588円から40,441円までの額	237,530円から242,650円までの額
自然教育指導員	月額	189,942円	37,988円	227,930円
幼稚園・認定こども園事務補助員	月額	52,350円	10,470円	62,820円
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	月額	56,154円から121,668円までの額	11,230円から24,333円までの額	67,384円から146,001円までの額
認定こども園保育員	月額	150,532円	30,106円	180,638円

認定こども園嘱託介助員	月額	171,561円	34,312円	205,873円
幼稚園教育嘱託員	月額	73,526円から134,032円までの額	14,705円から26,806円までの額	88,231円から160,838円までの額
教育支援嘱託員	月額	169,447円から209,752円までの額	33,889円から41,950円までの額	203,336円から251,702円までの額
養護教諭(代替)	月額	133,767円	26,753円	160,520円
学校医療的ケア看護師	月額	26,386円から207,793円までの額	5,277円から41,558円までの額	31,663円から249,351円までの額
スクール・サポート・スタッフ	月額	91,612円から125,640円までの額	18,322円から25,128円までの額	109,934円から150,768円までの額
歴史専門調査員	月額	197,942円から202,209円までの額	39,588円から40,441円までの額	237,530円から242,650円までの額
新BOP事務局長	月額	192,442円	38,488円	230,930円
就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	78,525円から91,612円までの額	15,705円から18,322円までの額	94,230円から109,934円までの額
就学事務補助員	月額	104,700円	20,940円	125,640円
教育指導課事務補助員	月額	111,244円	22,248円	133,492円
日勤講師	月額	209,691円から287,861円までの額	41,938円から57,572円までの額	251,629円から345,433円までの額
副校長補佐	月額	120,233円から147,052円までの額	24,046円から29,410円までの額	144,279円から176,462円までの額
学級経営支援教員	月額	200,739円	40,147円	240,886円
三宿中学校夜間学級支援教員	月額	209,691円	41,938円	251,629円
インクルーシブ教育支援相談員	月額	247,602円	49,520円	297,122円
インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	255,057円	51,011円	306,068円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会告示第6号
令和8年3月27日世田谷区教育委員会告示第5号の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日
世田谷区教育委員会
本則の表の改正規定を次のように改める。

本則の表を次のように改める。

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
インクルーシブ教育支援員	月額	189,942円から194,438円までの額	37,988円から38,887円までの額	227,930円から233,325円までの額
教育心理相談員	月額	218,130円から223,008円までの額	43,626円から44,601円までの額	261,756円から267,609円までの額
教育相談員	月額	206,400円	41,280円	247,680円
伝統工芸指導員	月額	118,714円	23,742円	142,456円
河口湖林間学園管理補助員	月額	173,566円		173,566円
学校給食栄養管理嘱託員	月額	197,574円	39,514円	237,088円
学校給食栄養管理嘱託員(指導員)	月額	120,739円	24,147円	144,886円
就学相談員	月額	206,400円	41,280円	247,680円
特別支援学級支援員	月額	170,047円	34,009円	204,056円
図書館嘱託員	月額	85,529円から179,657円までの額	17,105円から35,931円までの額	102,634円から215,588円までの額
図書館業務員	月額	54,967円から91,612円までの額	10,993円から18,322円までの額	65,960円から109,934円までの額
学校警備嘱託員	月額	165,544円から167,235円までの額	33,108円から33,447円までの額	198,652円から200,682円までの額

世田谷区公報

学校業務嘱託員	月額	104,857円から167,771円までの額	20,971円から33,554円までの額	125,828円から201,325円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	93,290円から101,064円までの額	18,658円から20,212円までの額	111,948円から121,276円までの額
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	194,752円から215,619円までの額	38,950円から43,123円までの額	233,702円から258,742円までの額
学芸研究員	月額	189,942円から193,523円までの額	37,988円から38,704円までの額	227,930円から232,227円までの額
社会教育指導員	月額	197,942円から202,209円までの額	39,588円から40,441円までの額	237,530円から242,650円までの額
学校給食栄養管理補助員	月額	90,617円から126,864円までの額	18123円から25,372円までの額	108,740円から152,236円までの額
	時間額	1,510円	302円	1,812円
学校給食事務補助員	月額	78,525円	15,705円	94,230円
非常勤講師	時間額	1,791円から2,439円までの額	358円から487円までの額	2,149円から2,926円までの額
学校警備補助員	日額	2,611円から25,787円までの額	522円から5,157円までの額	3,133円から30,944円までの額
学校業務補助員	月額	78,341円から161,904円までの額	15,668円から32,380円までの額	94,009円から194,284円までの額
幼稚園業務補助員	月額	91,397円	18,279円	109,676円
学校事務アシスタント	月額	78,525円から125,640円までの額	15,705円から25,128円までの額	94,230円から150,768円までの額
	時間額	1,308円	261円	1,569円
学校事務嘱託員	月額	99,784円から159,655円までの額	19,956円から31,931円までの額	119,740円から191,586円までの額
学びの多様化学校（不登校特例校）分 教室養護教諭	月額	133,767円	26,753円	160,520円
教育相談専門指導員	月額	117,561円から281,620円までの額	23,512円から56,324円までの額	141,073円から337,944円までの額
主任教育相談員	月額	231,161円	46,232円	277,393円
スクールソーシャルワーカー	月額	215,617円から220,570円までの額	43,123円から44,114円までの額	258,740円から264,684円までの額
ほっとスクール指導員	月額	197,942円から202,209円までの額	39,588円から40,441円までの額	237,530円から242,650円までの額
自然教育指導員	月額	189,942円	37,988円	227,930円
幼稚園・認定こども園事務補助員	月額	52,350円	10,470円	62,820円
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	月額	56,154円から121,668円までの額	11,230円から24,333円までの額	67,384円から146,001円までの額
認定こども園保育員	月額	150,532円	30,106円	180,638円
認定こども園嘱託介助員	月額	171,561円	34,312円	205,873円
幼稚園教育嘱託員	月額	73,526円から134,032円までの額	14,705円から26,806円までの額	88,231円から160,838円までの額
教育支援嘱託員	月額	169,447円から209,752円までの額	33,889円から41,950円までの額	203,336円から251,702円までの額
養護教諭（代替）	月額	133,767円	26,753円	160,520円
学校医療的ケア看護師	月額	26,386円から207,793円までの額	5,277円から41,558円までの額	31,663円から249,351円までの額
スクール・サポート・スタッフ	月額	91,612円から125,640円までの額	18,322円から25,128円までの額	109,934円から150,768円までの額
歴史専門調査員	月額	197,942円から202,209円までの額	39,588円から40,441円までの額	237,530円から242,650円までの額
新BOP事務局長	月額	192,442円	38,488円	230,930円

就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	78,525円から91,612円までの額	15,705円から18,322円までの額	94,230円から109,934円までの額
就学事務補助員	月額	104,700円	20,940円	125,640円
教育指導課事務補助員	月額	111,244円	22,248円	133,492円
日勤講師	月額	209,691円から287,861円までの額	41,938円から57,572円までの額	251,629円から345,433円までの額
副校長補佐	月額	120,233円から147,052円までの額	24,046円から29,410円までの額	144,279円から176,462円までの額
学級経営支援教員	月額	200,739円	40,147円	240,886円
三宿中学校夜間学級支援教員	月額	209,691円	41,938円	251,629円
インクルーシブ教育支援相談員	月額	247,602円	49,520円	297,122円
インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	255,057円	51,011円	306,068円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附則 次のように改める。

附則

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 令和7年10月31日世田谷区教育委員会告示第4号は、廃止する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和8年3月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第

1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和8年3月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和8年3月2日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,565

6分の1の数 129,702

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 196,369

◎世田谷区選挙管理委員会告示第20号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭

和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和8年3月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第21号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「条例」という。）第3条から第5条までの規定に基づき、会計年度任用職員（条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬の額を定め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月2日

世田谷区選挙管理委員会

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	5,235円	1,047円	6,282円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附則

この告示は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの勤務の実績に対する報酬の支給について適用する。

◎世田谷区選挙管理委員会告示第22号

世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程（昭和46年7月世田谷区選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

世田谷区選挙管理委員会

第2条に次の1項を加える。

- 職員は、次条に定める掌理事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第32回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和8年3月16日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸男

- 開催日時 令和8年3月24日（火）
午後3時
- 開催場所 三茶しゃれなあとホール
5階 オリオン
- 審議事項
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用

届出について
(3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定により実施した令和7年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、公表する。

令和8年3月31日

世田谷区監査委員 大塚 勇
同 市川 稜
同 和田 秀壽
同 藤井 真尚

7世監第221号
令和8年3月30日

世田谷区議会議長 様
世田谷区 長 様

世田谷区監査委員 大塚 勇
同 市川 穰
同 和田 秀壽
同 藤井 真尚

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。
なお、当該監査における監査の実施及び結果の合議にあたっては、同法第199条の2の規定により、社会福祉法人水の会については大塚勇監査委員を、世田谷区土地開発公社については藤井真尚監査委員を除外しました。

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体(以下「出資団体」という。)、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの(以下「補助団体」という。)、及び公の施設の管理を行わせている指定管理者(以下「指定管理者」という。)のいずれかに該当するものうち、令和7年度は次の10団体及び担当所管部(課)を監査の対象とした。

注:補助の額は令和6年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注:指定管理者の指定期間は、令和6年度及び令和7年度に係る期間を記載した。

注:区立施設の名称については、「世田谷区立」の表記を省略した。

(1) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	スポーツ推進部 (スポーツ推進課、 スポーツ施設課)
補助団体	補助金 2億9,186万円	
指定管理者	監査対象施設:千歳温水プール 指定期間:令和6年4月から令和11年3月まで	

(2) 公益財団法人世田谷区保健センター

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 4億円	保健福祉政策部 (保健医療福祉推進 課)
補助団体	補助金 1億5,679万円	
指定管理者	監査対象施設:保健センター 指定期間:令和6年4月から令和11年3月まで	

(3) 世田谷区土地開発公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 500万円	財務部 (用地課)
補助団体	負担金 114万円 貸付金 29億672万円	

注:債務保証も監査対象を含む。

目次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象等	1
2 監査の範囲	3
3 実施期間	3
4 実施方法	3
5 着眼点	3
第2 監査の結果	6
1 総括意見	6
2 団体別の監査結果	9
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	10
公益財団法人世田谷区保健センター	15
公益財団法人世田谷区土地開発公社	21
株式会社世田谷サービス公社	24
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	29
社会福祉法人水の会	36
株式会社タスク・フォース	39
株式会社オーエンス	41
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	43
株式会社東急コミュニティー	45

2 監査の範囲
令和6年度及び令和7年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間
監査は、令和7年10月から令和8年1月までの間に実施した。

4 実施方法
(1) 監査委員による監査
監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

(2) 事務局による監査
監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査
次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- ② 公益財団法人世田谷区保健センター
- ③ 株式会社世田谷サービス公社
- ④ 社会福祉法人世田谷区福祉協議会
- ⑤ 株式会社オーエンス
- ⑥ 労働者協同組合ワーカーズグループ・センター事業団
- ⑦ 株式会社東急コミュニティー

5 着眼点
区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 出資団体
出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。
- また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。
- ① 団体
 - ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
 - イ 経理経程等、諸経程は整備されているか。
 - ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。

(4) 株式会社世田谷サービス公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出資金 4億4,500万円 (出資比率89.89%)	政策経営部 (政策企画課)
指定管理者	監査対象施設：北沢区民会館「北沢タウンホール」 指定期間：令和5年4月から令和10年3月まで	北沢総合支所 (地域振興課)

(5) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 4億3,882万円	保健福祉政策部 (生活福祉課)

(6) 社会福祉法人水の会

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 5,340万円	子ども・若者部 (保育課)

(7) 株式会社タスク・フォース

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 5,199万円	子ども・若者部 (保育認定・調整課)

(8) 株式会社オーエンス

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象施設：健康増進・交流施設「せたがやがやがや館」 指定期間：令和5年4月から令和10年3月まで	生活文化政策部 (市民活動推進課)

(9) 労働者協同組合ワーカーズグループ・センター事業団

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象施設：ほほえみ経営堂 指定期間：令和3年4月から令和8年3月まで	障害福祉部 (障害者地域生活課)

(10) 株式会社東急コミュニティー

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象施設：高齢者借上げ集合住宅 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	都市整備政策部 (住宅課)

- エ 事業運営及び財政状況は良好か。
- オ 会計経理及び財産管理は適切か。
- ② 担当所管部
 - ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
 - イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。
- (2) 補助団体
 - ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。
 - イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
 - ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
 - オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ② 担当所管部
 - ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
 - ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
 - エ 物品等の貸付事務は、適切に行われているか。
 - オ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
 - カ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
 - キ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- エ 事業運営及び財政状況は良好か。
- オ 会計経理及び財産管理は適切か。
- ② 担当所管部
 - ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
 - イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。
- (2) 補助団体
 - ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。
 - イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
 - ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
 - オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ② 担当所管部
 - ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
 - イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
 - ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
 - エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (3) 指定管理者
 - 公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監督を実施した。
 - ① 指定管理者
 - ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
 - ウ 再委託の手続きは適切に行われているか。
 - エ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和7年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。また、担当所管部の団体に対する指導監督も概ね適切に行われていたと認められた。ただし、固有の課題及び是正または改善が必要な事項等についてはその旨を監査の結果に記載するとともに、軽微な誤りや検討を要する事項については是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められた。

今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要事項等については、次のとおりである。

(1) 出資団体(外郭団体)の経営について

区は、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導、調整を必要のある団体を外郭団体としている。区は、「新たな行政経営への移行実現プラン(令和6年度～令和9年度)」を策定し、その中で改善の視点の一つに外郭団体の活用を掲げている。また、令和6年3月には「外郭団体の将来ビジョン」を策定し、各団体の自主性・自立性をさらに高める取組みを実施するとともに、外郭団体の役割を明確にし、区民サービスの向上を図っている。

このような状況にある外郭団体については、今回の会計経理及び財産管理についての監査において、帳簿と現品や預金の帳簿残高と通帳、固定資産と台帳等の照合の際に、その証跡の記録が不十分な事例が散見された。証跡の確保は、事業活動の透明性や健全性を示し、会計の真実性、可視性を担保するとともに、異常発生時の速やかな原因検知のために重要であるので、改善を図りたい。

「外郭団体将来ビジョン」においては、役割を最大限発揮する、区との連携・政策運動、経営の自主性・自立性向上の3点を重点ポイントとして掲げている。

各団体においては、各々の位置づけや担うべき役割を十分に認識し、各団体の持つ専門性や区内の各活動団体とのネットワーク、独自性などの強みを生かして区民福祉の向上のために取り組まれない。区の担当所管部及び外郭団体担当所管部においては、引き続き適切な指導・調整に努めるとともに、区の政策との関係を意識し、取組み実績を把握・評価して見直しを行いながら計画的に事業を進められた。

また、各団体の収入の自主性・自立性向上に向けてこれまでも取り組まれているが、さらなる自主財源の確保等に取り組むとともに、専門性を発揮した事業執行を行うための基盤となる人材の確保・育成にも引き続き努められた。

(2) 補助金の適正な執行について

地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ。」とされており、区は、様々な分野で事業を実施し区民サービスの担い手である民間事業者等に補助金を交付している。補助金は、区民の税金等で賄われており、交付にあたってはその申請から決定、精算までの一連の事務が適正に行われなければならない。また、担当所管部では、補助金が目的の達成のために有効に機能しているか補助対象事業の効果検証を行い、効果が薄いものについては見直しを行う必要がある。今回の監査においては、大きく問題となる事例や指摘するべき事例は見受けられなかったが、引き続き、適切な事務運営と補助事業の効果の向上に努められた。

多様なニーズに柔軟に応える事業を展開するために、年々補助金は多種多様になり、また支給先も拡大している。そのため、DXの推進や外部委託などの事務改善を図ってきている。しかし、外部委託を行っているため審査や交付決定に時間がかかったり、一部の申請者との書類の確認に時間を要したりしたために全体の実績報告書の事務処理に半年以上かかっているケースが見られた。いずれも事務的な支障はなかったことだが、事業者は提出期限等決められたルールに従って正しく手続きを行うべく努めており、制度への信頼が失われたためにも迅速な処理が必要である。補助金の決定や支給、精算、実績報告・確認などのプロセスの意義や目的などを再度認識し、次年度以降の制度の検討に資するためにも迅速な事務処理が行えるよう、組織としての進捗管理を行うとともに、事務の手順や体制など検討されたい。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、ニーズにあった迅速な対応や住民サービスの向上を図るとともに、民間事業者等による効果的・効率的な施設運営及び利用料金制度による自主的な運営や経営努力の発揮により、経費の削減も期待できる制度である。

公の施設の設置者である区は、指定管理者からの実績報告書等により、協定書・仕様書に基づき指定管理業務が実施されているか確認・検査し、指示等を適切に行う必要がある。

今回の監査においては、大きく問題となる事例や指摘するべき事例は見受けられなかった。

指定管理者制度においては、公共性を損なわず、業務改善等の努力の成果として利益が出ること自体を否定するものではなく、今回監査を行った施設においても、収入より支出が少なく、一定規模の差額が生じている施設があった。税金を使った事業であることから、事業者と区は利益を含む運営結果全体に対して説明責任を負っている。

利益水準は、指定管理者の努力で経費削減できているかの判断や次期指

定・再指定の指定管理料の判断材料になる。事業者の性格によって異なる部分があるので、一律の対応にはならないが、適切な精算が行えるよう利益水準についての区としての考え方を整理されたい。

2 団体別の監査結果

令和7年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月19日
 実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である千歳温水プールの担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年12月1日、4日、9日
 実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である千歳温水プールの担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月19日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区大蔵四丁目6番1号

② 設立年月日
 平成11年2月1日
 (平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的
 世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるとする生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

④ 組織(令和7年9月30日現在)

理事会 12人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事9人)
 監事 2人
 評議員会 12人
 事務局 59人(常勤51人、非常勤8人)
 事務局長(常務理事兼務) 1人
 管理課 21人
 施設課 37人

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

(ア) スポーツ及びレクリエーション事業
 スポーツ及びレクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) 社会体育施設の管理及び運営

区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者サービスの向上を図り、広く区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

イ 自主事業

(ア) スポーツ及びレクリエーション振興事業
 子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあった教室、大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができるとともに、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。

(ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業

区内のスポーツ及びレクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

⑥ 令和6年度決算状況(令和5年度決算状況)

科目	令和6年度	令和5年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,865,728,476	2,758,405,302
(B) 経常費用計	2,837,308,371	2,715,256,466
(C) 当期経常増減額	28,420,105	43,148,836
(A) - (B)		
(D) 経常外収益計	0	2,122,242
(E) 経常外費用計	0	3,737,617
(F) 当期経常外増減額	0	△1,615,375
(D) - (E)		
(G) 税引前当期一般正味財産増減額	28,420,105	41,533,461
(C) + (F)		
(H) 法人税、郡民税及び事業税	1,948,600	2,209,900
(I) 当期一般正味財産増減額	26,471,505	39,323,561
(G) - (H)		
(J) 一般正味財産期首残高	550,203,880	510,880,319
(K) 一般正味財産期末残高	576,675,385	550,203,880
(I) + (J)		
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産増減額	15,453,000	0
(M) 指定正味財産期首残高	511,695,703	511,695,703
(N) 指定正味財産期末残高	527,148,703	511,695,703
(L) + (M)		
正味財産期末残高		
(O) 正味財産期末残高	1,103,824,088	1,061,899,583
(K) + (N)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成11年2月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出入している。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和6年度、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に対する補助金		
スポーツ及びレクリエーション振興事業	621,696,974	212,845,687
スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業	70,947,269	63,727,000
スポーツ及びレクリエーション団体育成事業	14,565,595	14,411,438
その他財団の目的を達成するために必要な事業	26,169,852	879,086
合計	733,379,690	291,863,211

③ 公の施設の管理

区は、総合運動場(大蔵運動場、二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについて、総合運動場及び大蔵第二運動場は令和4年度から令和8年度まで、千歳温水プールは令和6年度から令和10年度まで、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。令和6年度の指定管理料は、合計7億3,184万7千円となっている。そのうち、今回監査対象とした千歳温水プール(世田谷区船橋七丁目9番1号)の指定管理料は2億4,084万4千円である。

また、総合運動場、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについては、利用料金制を導入している。令和6年度の利用料金収入の合計は10億2,039万2,327円で、そのうち、千歳温水プールの利用料金収入は5,884万5,980円である。

千歳温水プールの令和6年度の収支状況

項目	収支	
	金額	金額
指定管理料	240,844,000	人件費
利用料金収入	58,845,980	施設維持管理経費
自主事業収入	48,206,695	自主事業経費
合計	347,896,675	合計
		収支差額
		4,877,680

公益財団法人世田谷区保健センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査
実施日 令和8年1月13日
実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 令和7年11月21日、12月2日
実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月11日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区保健センターの概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
世田谷区松原六丁目37番10号
- ② 設立年月日

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である千歳温水プールの適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

なお、貯蔵品の帳簿残高と現品の照合時や、預金の帳簿残高と通帳の照合時に、その証拠を記録していない事例が見受けられた。本財団に限ったことではないが、帳簿と現品等の照合に際しては、事業の透明性や会計の真实性を担保するため、照合担当者名を含む照合の証拠を組織的に記録することが望ましい。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、スポーツによる地域活性化施策のひとつとして、「支える人材の発掘・育成と活用」に取り組みとしており、その具体策として、スポーツ指導者及びスポーツボランティアの発掘・育成を目的として、「世田谷スポーツ人材バンク制度(注)」を運用している。地域のスポーツ活動や中学校部活動の地域連携などで必要となる人材をマッチングさせるよい取組みであると評価できる。この仕組みがより一層機能できるよう、本制度の認知度向上、登録者の増加等に努められたい。

また、千歳温水プールは、温水プールのみならず、人気の高いマシンを導入したトレネーニングルームやダンスも行える集会所、浴室やカラオケもある高齢者向け健康運動室など充実した設備で、区民のスポーツ活動や憩いの場となっている。職員全員が毎日心肺蘇生訓練を行うなど安全に配慮しながら、積極的に自主事業を企画運営して満足度の高いサービスを提供しており評価できる。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団においては、引き続き区と連携し、身近にスポーツと親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指して、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に努められたい。

注：監査委員による監査終了後に「世田谷スポーツ・文化人材バンク制度」へ名称を変更した。

昭和 51 年 10 月 12 日
(平成 23 年 2 月 4 日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的
世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する。

④ 組織 (令和 7 年 9 月 30 日現在)
 理事会 11 人 (理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 9 人)
 監事 2 人
 評議員会 10 人
 事務局 172 人 (常勤 91 人、非常勤 70 人、臨時 10 人、区派遣 1 人)
 事務局長 (常務理事兼務) 1 人
 所長 1 人
 副参事 1 人
 管理課 32 人
 医務課 85 人
 専門相談課 52 人

⑤ 主な事業内容
 ア 保健センターの維持管理運営
 指定管理者として、保健センターの医療設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行っている。

イ がん対策事業
 (ア) がん検診受付センター
 区の胃・乳・大腸・子宮・肺・前立腺の各がん検診に加え、B 型・C 型肝炎ウイルス検診、胃がんリスク (ABC) 検査全般の総合的窓口を開設し、受付業務等を行っている。

(イ) 胃がん検診及び乳がん検診
 胃がん検診 (40 歳以上の区民を対象とするエックス線撮影法による検診及び 50 歳以上の区民を対象とする内視鏡による検診) と乳がん検診 (40 歳以上の女性の区民を対象とする視触診及びマンモグラフィによる検診) を実施している。
 (ウ) がん検診等精度管理
 区が実施する 5 つの対策型がん検診 (胃・乳・大腸・子宮・肺) 及び胃がんリスク (ABC) 検査の受診状況の把握や検査結果の把握、精密検査受診勧奨などの精度管理を実施している。

(エ) がん相談
 在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的として、予約制による対面相談及び電話相談のほか、がん関連の書籍やピアランス関連の展示等を行うがん情報コーナーでは、予約不要の一次相談窓口

を開設している。また、治療と就労の両立支援として、がん患者等の就労相談を年複数回実施している。

(オ) がん検診普及啓発
 ところどころの保健室ポルタにおいて、がんに関する書籍等を置くほか、検診等の啓発を行っている。

ウ 健康増進事業
 18 歳以上の区民を対象として健康度測定を実施し、栄養・運動・休養の観点から助言、指導を行うとともに、各種健康増進指導 (講座・教室) を実施している。また、運動指導員等の専門職員の派遣による地域での健康づくり支援や、健康体操等を指導することができるリーダーの養成・活動支援、生活習慣病重症化予防への派遣型集団指導や動画配信等を行っている。

エ 健康教育事業
 講演会や健康教室を開催し、健康に関する相談や指導を行うとともに、健康情報紙「げんき人」を発行している。また、区からの委託により、特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

オ 障害者相談支援事業
 (ア) 障害者専門相談
 障害のある方の医療や障害に関する多様な相談への対応や必要な情報提供等を行っている。また、障害者施設等へ専門職員を派遣し、支援技術向上のための指導・助言を行っている。

(イ) 乳幼児育成相談
 乳幼児の発達・養育に関する相談と専門評価を行い、個々の相談ケースに応じた社会資源の情報提供や適切な支援へのつなぎ等を行っている。また、母子保健事業や障害児福祉施設等へ専門職員を派遣し、障害特性の理解や環境調整等について指導・助言等を行っている。

(ウ) 高次脳機能障害相談支援
 高次脳機能障害に関する相談支援を行うとともに、支援者養成のための人材育成事業、支援者向け研修会等を行っている。

カ ところの健康支援事業
 ところの悩みや精神的な問題で困っている当事者や家族に対して、ピアサポーターによるところの電話相談を行う他、ところからだの保健室ポルタにおいて、ところの健康に関する情報提供、相談窓口の案内等を行っている。精神疾患、精神障害に対する理解促進、差別・偏見解消、ところの健康に関する普及啓発や人材育成を実施している。

キ 保険診療等による検査事業
 地域医療を後方支援するため、医療機関から依頼を受け、保険診療による各種精密検査 (胃、大腸、乳房、子宮、一般精密、心臓) を行っている。

ク 検体検査事業
 子宮がん検診 (細胞診検査) 及び大腸がん検診 (便潜血検査) の判定

(3) 区の財政援助等

① 出資等
 区は、昭和51年10月の財団法人設立に当たり、基本財産1,000万円を出え
 んした。その後、昭和61年度に2,000万円、平成2年度に2億7,000万円、
 平成3年度に1億円を出えんし、基本財産は合計4億円となっている。基
 本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金
 区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区保健センター に対する補助金		
公益財団法人世田谷区保健センタ 一の運営に関する事務 財団の運営に係る経費	20,225,938	10,210,000
精密検査等の医療事業に関する事 務	273,880,550	146,583,828
保険診療等検査事業、検体検査 事業に係る経費		
合計	294,106,488	156,793,828

③ 公の施設の管理
 区は、保健センター(世田谷区松原六丁目37番10号)について、令和6
 年度から令和10年度まで、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理
 者として指定している。

令和6年度の指定管理料は、合計9億6,427万6,500円となっている。

保健センターの令和6年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	964,276,500	施設管理運営費 (うち人件費)	956,955,243 (635,588,282)
合計	964,276,500	合計	956,955,243
		収支差額	7,321,257

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区保健センターにおいて、出資等の目的に沿った適切
 な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行、並びに監査対象とした公の施

業務等を行っている。
 ケ 財団料金規程等による事業
 公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業として、企
 業健診・個人健診や脳ドック等の各種検査事業等を行っている。
 コ その他の技術提供事業
 (ア) 住宅改修アドバイザー
 自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改修を予定している高
 齢者を理学療法士等が訪問し、住宅の改修相談に応じている。
 (イ) 福祉施設等技術支援
 障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、障害特性の理
 解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行っている。

⑥ 令和6年度決算状況(令和5年度決算状況)

科目	令和6年度	令和5年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,383,905,160	1,322,557,644
(B) 経常費用計	1,377,555,139	1,322,924,437
(C) 当期経常増減額	6,350,021	△366,793
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額	0	0
(D)-(E)		
(G) 税引前当期一般正味財産増減額	6,350,021	△366,793
(C)+(F)		
(H) 法人税等	70,000	3,655,000
(I) 当期一般正味財産増減額	6,280,021	△4,021,793
(G)-(H)		
(J) 一般正味財産期首残高	219,256,191	223,277,984
(K) 一般正味財産期末残高	225,536,212	219,256,191
(I)+(J)		
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	400,000,000	400,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	400,000,000	400,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高	625,536,212	619,256,191
(K)+(M)		

注:決算状況は、正味財産増減計算書による。
 注:消費税等の会計処理は、税込方式による。

世田谷区土地開発公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、区が支出した負担金及び貸付金が適正かつ効果的に執行されているか並びに区が債務保証を行う事務が適正に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和 6 年度及び令和 7 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、監査を実施した。なお、事務局による世田谷区土地開発公社及び担当所管部である財務部への事情聴取は、令和 7 年 11 月 12 日に実施した。

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区土地開発公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地
世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号 世田谷区役所内

② 設立年月日

昭和 46 年 5 月 15 日
(財団法人世田谷区開発公社として設立。昭和 49 年 8 月 19 日に公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 47 年法律第 66 号) に基づき世田谷区土地開発公社に組織変更)

③ 設立目的

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

④ 組織 (令和 7 年 9 月 30 日現在)

理事会 9 人 (理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 6 人)
監事 2 人
評議員会 8 人

設である保健センターの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

なお、評議員会・理事会に関する議事録や説明資料等の保管方法の改善や、固定資産の照合における証拠の担保など、説明責任を念頭に適切な対応を図られたい。

公益財団法人世田谷区保健センターは、令和 3 年に策定した第三次経営ビジョンにより事業展開を図り、新型コロナウイルス感染症の影響で実績が落ち込んだ各種事業も令和 6 年度はコロナ禍前の実績まで回復し、経営の安定を維持した。令和 6 年度より第 6 期の指定管理者として専門性の高い施策実現とサービス向上に取り組んだことは評価するが、公益事業においては高次脳機能障害者の方を支援につなげる働きかけや幅広い関係機関への理解促進、アピアランスケアの情報発信への更なる対応が求められる。また、区からの財源割合が外郭団体内中最も高いことから収益事業は更なる取り組みが求められる。公益事業では相談機能や人員体制の強化、収益事業では令和 7 年度から開始した「協会けんぽ生活習慣病予防健診」の利用団体の拡大など、引き続き経営の自主性・自立性向上並びに、保健医療福祉の全区的拠点における中核的役割を担うことに努められたい。

事務局 38人
 ※ 監事1人及び評議員を除き、区職員が兼務

⑤ 主な事業内容
 公有地の拡大の推進に関する法律第17条及び定款第25条に規定する業務のうち、世田谷区の用地取得事業計画に基づく、道路、公園などの公有地先行取得事業及び、世田谷区への譲渡事業。

⑥ 令和6年度決算状況(令和5年度決算状況)

科目	令和6年度	令和5年度
(A) 事業収益	6,115,075,316	8,558,210,535
(B) 事業原価	6,115,075,316	8,558,210,535
(C) 販売費及び一般管理費	1,074,376	1,018,620
(D) 事業損失	1,074,376	1,018,620
(E) 事業外収益	1,144,426	1,089,721
(F) 事業外費用	0	0
(G) 経常利益 (E) - (D) - (F)	70,050	71,101
(H) 特別利益	0	8,102,953
(I) 特別損失	0	5,450,523
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	70,050	2,723,531
(K) 法人税等	70,000	70,000
(L) 当期純利益 (J) - (K)	50	2,653,531
(M) 前期繰越準備金	7,510,972	4,857,441
(N) 次期繰越準備金 (L) + (M)	7,511,022	7,510,972

注：決算状況は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和46年5月の財団法人設立に当たり、基本財産100万円を出えんした。その後、組織変更の際に400万円を出えんし、基本財産は合計500万円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 負担金

区は、令和6年度に、事務費として負担金114万4,376円を支出した。

③ 貸付金
 区は、令和6年度に、用地取得のために協調融資団から借り入れた事業資金の償還等に必要資金として、貸付金29億672万4,094円を支出した。

④ 債務保証
 区は、公有地の拡大の推進に関する法律第25条に基づき、世田谷区土地開発公社が協調融資団から借り入れる事業資金300億円及びその利子相当額を限度として、債務保証している。

3 監査の結果

世田谷区土地開発公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、負担金、貸付金及び債務保証についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていいると認められた。

世田谷区土地開発公社は、区の用地取得事業計画に基づいた、道路、公園などの公有地の取得について、適時かつ迅速に先行取得し管理及び処分等を行うことで、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与している。一方、区では、令和6年3月に、区が多様な資金調達手法によって効率的で事業継続可能な財政運営を図るため、世田谷区用地取得基金を設置した。このことから、区と公社、双方の連携により、これまでより柔軟かつ迅速な土地取得が行えることとなったが、高額な案件などについては世田谷区用地取得基金により対応することが難しい場合もあり、引き続き世田谷区土地開発公社の担う公有地取得に対する役割は重要である。今後も適正にその事務を遂行し、区政に貢献することを期待する。

株式会社世田谷サービス公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和 6 年度及び令和 7 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和 8 年 1 月 21 日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である北沢区民会館「北沢タウンホール」の担当所管部である北沢総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和 7 年 11 月 21 日、27 日、12 月 9 日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である北沢区民会館「北沢タウンホール」の担当所管部である北沢総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和 7 年 11 月 17 日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷サービス公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷一丁目 23 番 2 号 D S 第一ビル

② 設立年月日

昭和 60 年 4 月 1 日
(平成 24 年 7 月 1 日に株式会社エフエム世田谷と経営統合)

③ 設立目的

世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。

④ 組織 (令和 7 年 9 月 30 日現在)

取締役会 7 人 (代表取締役 1 人、取締役 6 人)
 監査役 2 人
 総務部 20 人
 第一事業部 1,002 人
 第二事業部 26 人
 ICT 推進部 20 人
 社員合計 1,068 人 (常勤 89 人、非常勤 979 人)

⑤ 主な事業内容

ア 施設維持管理等事業

(ア) 公共施設の維持管理事業

総合支所 (世田谷総合支所を除く)、まちづくりセンター、区民センター、地区会館、複合施設、世田谷美術館、世田谷文学館、民家園、教育会館、教育総合センター、青少年交流センター、碓図書館、児童相談所等の維持管理を受託している。

(イ) 区政情報センター (コーナー) の運営 (区役所ほか 4 総合支所)

区・都等刊行物の閲覧及び説明、有償刊行物の頒布、売上金の収納事務、コピーサービス等を行っている。

(ウ) 公園施設の維持管理事業

世田谷、羽根木、玉川野毛町の 3 公園での受付・案内及び使用料収納事務、駐車場管理、世田谷公園ミニ S L の運行業務、テニスコート・野球場管理等を行っている。

(エ) 物販事業

世田谷公園売店の営業、郵券等の販売、雑貨販売等を行っている。

(オ) 特定建築物等定期調査・建築設備定期検査

受託公共施設の維持管理業務とあわせて、又は単独で業務を受託して、施設全体の調査・検査を行っている。

(カ) 指定管理者事業

指定管理者として、世田谷区民会館別館、北沢区民会館「北沢タウンホール」ほか 4 施設の管理運営を行うとともに、様々な自主イベントを開催している。

イ 株主資本等変動(繰越利益剰余金の状況)

単位：千円

	令和6年度	令和5年度
(A) 当期末残高	3,560,152	3,544,202
(B) 剰余金の配当	△44,500	△44,500
(C) 当期純利益	76,546	60,450
(D) 当期変動額 (B)+(C)	32,046	15,950
(E) 当期末残高 (A)+(D)	3,592,198	3,560,152

注：決算状況(繰越利益剰余金の状況)は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

注：剰余金の配当は、前期の利益剰余金を原資とし、効力発生日を当期とする。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和60年4月の株式会社設立に当たり、5,000万円を出資し、平成元年度に2億円を増資した。その後、株式会社世田谷サービス公社は平成3年度から平成5年度までに各年度5,000万円ずつ公社利益金の資本組入れを行い、資本金は4億円となった。

また、平成8年2月には民間資本導入により、4,500万円が増資され、現在の資本金総額は4億4,500万円となっている。

区は、発行済株式の総数8,900株のうち8,000株を有し、議決権比率は89.89%である。

② 公の施設の管理

区は、北沢区民会館「北沢タウンホール」は平成30年度から令和4年度及び令和5年度から令和9年度まで、世田谷区民会館別館及び北沢区民会館別館は令和3年度から令和7年度まで、砧区民会館は令和元年度から令和5年度及び令和6年度から令和10年度まで、玉川区民会館は令和2年7月から令和6年度及び令和7年度から令和11年度まで、玉川区民会館別館は令和7年度から令和11年度まで、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。

令和6年度の指定管理料は、合計1億4,191万1,828円となっている。そのうち、今回監査対象とした北沢区民会館「北沢タウンホール」(世田谷区北沢二丁目8番18号)の指定管理料は3,249万3,318円である。

また、令和6年度の利用料金収入の合計は1億4,052万4,870円で、そのうち、北沢区民会館「北沢タウンホール」の利用料金収入は4,996万6,160

イ 飲食事業

(ア) レストランの運営

「レストラン ル・ジャルダン」(世田谷美術館内)

(イ) 喫茶の運営

「セタピカカフェ」(世田谷美術館内)、「喫茶レスト」(教育会館内)

ウ ICT支援事業

公共システムの運用支援・オペレーション業務、業務系システム(基幹システム)利用職員向けのヘルプデスクや庁内ネットワーク及び事務基盤環境整備に伴う支援、保健福祉総合情報システムの運用・保守・自治体情報システム標準化に伴う標準準拠システムへの移行支援等を行っている。

エ エフエム世田谷放送事業

コミュニティ放送局として、エフエム世田谷(周波数83.4メガヘルツ)の放送事業や、区と連携し地域に密着した生活・防災・災害情報の発信を行っている。

⑥ 令和6年度決算状況(令和5年度決算状況)

ア 損益の状況

単位：千円

科目	令和6年度	令和5年度
(A) 売上高	5,005,830	4,585,082
(B) 売上原価	4,583,535	4,241,572
(C) 販売費及び一般管理費	335,813	309,155
(D) 営業利益	86,482	34,354
(A)-(B)-(C)		
(E) 営業外収益	54,757	61,793
(F) 営業外費用	1,221	1,132
(G) 経常利益	140,018	95,014
(D)+(E)-(F)		
(H) 特別利益	0	0
(I) 特別損失	27,621	0
(J) 税引前当期純利益	112,397	95,014
(G)+(H)-(I)		
(K) 法人税等	35,851	34,564
(L) 当期純利益	76,546	60,450
(J)-(K)		

注：決算状況(損益の状況)は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲
監査の範囲は、令和 6 年度及び令和 7 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査
実施日 令和 8 年 1 月 15 日
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

② 事務局による監査
実施日 令和 7 年 12 月 4 日、10 日
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査
実施日 令和 7 年 11 月 10 日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要
監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
世田谷区成城六丁目 3 番 10 号
- ② 設立年月日
昭和 61 年 10 月 1 日
- ③ 設立目的
世田谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健

円である。

北沢区民会館「北沢タウンホール」の令和 6 年度の収支状況

単位：円

項目	収入	金額	項目	支出	金額
指定管理料	32,493,318		人件費	43,181,769	
利用料金収入	49,966,160		施設維持管理経費	48,593,656	
自主事業収入	4,117,374		自主事業経費	4,203,843	
その他の収入	0		事業所税	1,466,636	
			その他の支出	2,356,050	
合計	86,576,852		合計	99,801,954	
			収支差額	△13,225,102	

注：収支状況の金額は税込みで記載した。

3 監査の結果

株式会社世田谷サービス公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である北沢区民会館「北沢タウンホール」の適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

株式会社世田谷サービス公社は、世田谷区の地方公社として、「地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与すること」を目的に、障害者・高齢者等の雇用、社会貢献、危機管理・情報提供、地域コミュニティの醸成への取組みにおいて、率先して重要な役割を果たしている。施設維持管理等事業では、区内の全区分会館に予約システムを導入し、予約から利用料金支払いまでオンラインで行える環境を整備し、利用者の利便性を高めている。危機管理・災害対策では、区と締結している「災害時等における協力体制に関する協定」に基づく避難所の開設・運営に協力することとして防災士養成等にも力を入れている。障害者・高齢者等の雇用率も高く、同時に働く場の確保にも積極的に取り組んでいることを評価する。エフエム世田谷では、台風・豪雨時の災害状況・注意喚起等を緊急割込み放送システムによる割込み放送として令和 6 年度は計 284 回行っている。引き続き迅速・的確な情報周知に努め、区民・関係者に有効活用されたい。エフエム世田谷自体の認知度のさらなる向上にも取り組まされたい。今後も引き続き、地域に貢献する公社としての役割を果たしていくよう期待する。

全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

- ④ 組織(令和7年9月30日現在)
 - 理事会 24人(会長1人、副会長5人、常務理事1人、理事17人)
 - 監事 3人
 - 評議員会 62人
 - 事務局 239人(常勤100人、非常勤105人、臨時34人)
 - 事務局長(常務理事兼務) 1人
 - 事務局次長(地域社協課長兼務) 1人
 - 総務課 18人
 - 地域福祉課 42人
 - 連携推進課 8人
 - 地域社協課 103人
 - 権利擁護支援課 28人
 - 自立生活支援課 38人

⑤ 主な事業内容

- ア 法人運営事業
 - (ア) 組織運営事業

平成30年度に開始した社協改革(①財政収支の改善、②事業・組織の見直し、③人材育成)は、計画期間の最終年度である令和4年度に総括を行った。その結果を踏まえ、引き続き、健全な財政運営、効果的・効率的な組織・事務運営、職員の人材育成に努めている。

 - (イ) 企画研究・広報事業

事業や活動が広く区民に理解されるよう、広報紙、ホームページ及びSNS(ソーシャルネットワークサービス)など多様な媒体を活用して積極的な広報に努めている。また、令和5年度から「第4次世田谷区地域福祉活動計画」の検討を行い、令和7年3月に策定した。
 - イ 地域福祉事業
 - (ア) 地区社協活動支援事業

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と連携し、「身近な福祉の相談窓口」やアウトリーチにより住民の困りごとを受け止め、関係機関等との連携により課題の解決を図っている。
 - 福祉活動の担い手の育成や活動の場の確保等の取組みを通じて、地域の活動団体や福祉施設・事業所、福祉関係のNPO団体等との協働による福祉のまちづくりや新たなサービスの創出に取り組んでいる。
 - 区内に本部がある社会福祉法人で構成する世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会の事務局機能を担い、社会福祉法人の地域貢献活動を推進している。
 - (イ) 地域社協活動事業

各地区社協の事業展開や区社協全体の取組みをはじめ、今日的な福祉課題や各種施策等に関する情報提供、意見交換等を行う地域社協福祉推進協議会の運営支援を行っている。

- (ウ) 地域支えあい活動支援事業

ふれあい・いきいきサロン(高齢者や障害者、子育て中の方の交流等を目的とする活動)、支えあいミニデイ(会食等を中心に高齢者の介護予防を目的とする活動)による仲間づくりの支援や、子ども食堂ネットワーク事業(食の支援を必要とする子どもや家族に定期的な食事と安心な居場所を提供している子ども食堂の運営支援)、地域で支える食の支援事業、一人歩きSOSネットワーク事業(携帯電話等のメールの活用や商店会との連携による認知症等の高齢者等の早期発見・早期保護)等を行い、住民相互の支えあい、見守りの推進に取り組んでいる。また、地域福祉推進大会の開催、地域・地区における交流・啓発、地域活動拠点の管理等を行っている。

 - (エ) 福祉活動団体助成事業

地域福祉の推進を目的として活動する団体に、事業費の一部を支援して福祉活動の促進を図っている。
 - (オ) 地域福祉人材育成事業

地域における住民相互の支援活動を推進するため、地区サポーターへの登録、福祉学習の実施、地区活動入門講座の開催等を通じて地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に取り組んでいる。
 - (カ) 日常生活支援事業

福祉的支援が必要な高齢者、障害者、産前産後等子育て中の親等に対し、安心して生活ができるよう、住民同士の支えあいによる家事支援・生活支援・外出支援等の日常生活支援サービスを提供している。
 - (キ) 子育て支援事業

住民同士の支えあいにより子育て支援を行う世田谷区ファミリー・サポート・センター事業を区から受託している。
 - (ク) 障害者支援事業

障害者の自立及び社会参加を促進するため、福祉喫茶(3店舗)を運営している。福祉喫茶では、一般就労を目指す障害者が援助者の支援を受けながら保護的就労事業の一環として就労している。
 - (ケ) 歳末すけあい運動事業

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、世田谷区等の協力による募金活動を行い、支援を要する世帯や要介護高齢者等を介護する世帯等への見舞金、地域支えあい活動に活用している。
 - ウ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対して、自立相談支援や家計相談等を行う生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営を行っている。また、世田谷区のひきこもり相談窓口「リンク」をメルクマールせたがや

⑥ 令和6年度決算状況(令和5年度決算状況)

単位:円

科目	令和6年度	令和5年度
(A) サービス活動収益計	1,553,122,461	1,455,357,849
(B) サービス活動費用計	1,530,199,311	1,417,563,748
(C) サービス活動増減差額 (A) - (B)	22,923,150	37,794,101
(D) サービス活動外増減差額	1,653,868	1,549,620
(E) 特別増減差額	△271,138	250,000
(F) 当期活動増減差額	4,794,380	22,373,521
(G) 前期繰越活動増減差額	221,407,101	245,171,804
(H) 当期末繰越活動増減差額 (F) + (G)	226,201,481	267,545,325
(I) 基金取崩額	0	4,633,258
(J) その他の積立金取崩額	28,861,673	7,942,815
(K) その他の積立金積立額	39,229,302	58,714,297
(L) 次期繰越活動増減差額 (H) + (I) + (J) - (K)	215,833,852	221,407,101

注:決算状況は、事業活動計算書による。
注:消費税等の会計処理は、税込方式による。

と共に運営し、当事者やその家族に対し、相談及び支援を行っている。
東京都社会福祉協議会の受託事業として、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定と経済的自立に向けた支援(生活福祉資金等貸付事務事業)を行っている。

エ 貸付金等事業
一時的な困窮状態にある住民に対して貸付を行うとともに、緊急一時的な場合は資金を給付している。

オ 成年後見推進事業
(ア) あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)
高齢や障害等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援している。また、あんしん事業の利用開始前に必要な日常的な金銭管理や書類手続を緊急的に専門員が支援するブレあんしん事業を区から受託し、切れ目のない支援に取り組んでいる。

(イ) 成年後見制度利用支援事業
区からの受託により成年後見センターにおいて、相談や利用支援、情報提供、弁護士専門相談、区民成年後見人の養成研修等を実施し、区民の成年後見制度の利用を支援している。

(ウ) 法人による成年後見事業
世田谷区社会福祉協議会が法人として後見人となり法人後見、任意後見を受任している。また、セミナーや若い支度講座を開催し、各種制度等の啓発に取り組んでいる。

(3) 区の財政援助等

区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 事業助成補助金		
法人運営事業 組織運営事業及び企画研究・広報 事業に係る経費	254,323,277	59,511,549
地域福祉事業 地区社協活動支援事業、地域社協 活動事業、地域支えあい活動支援 事業等に係る経費	427,568,574	286,066,784
支えあいミニデイ事業 支えあいミニデイ活動支援に係 る経費	4,223,000	4,223,000
生活安定支援事業 都(区)子供食堂推進補助金交 付事業、食を通じた子ども支援 ネットワーク事業に係る経費	49,804,235	49,804,235
生活困窮者自立相談支援事業 生活福祉資金貸付事務事業に係る 経費	60,898,638	10,055,000
貸付金等事業 貸付金等事業に係る経費	3,124,452	2,691,473
成年後見推進事業 福祉サービス利用援助事業及び成 年後見制度利用支援事業に係る経 費	72,048,777	26,464,700
合計	871,990,953	438,816,741

単位：円

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会において、適正かつ効果的な補助金執
行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められ
た。

コロナ禍で停滞していた地域活動が概ね回復する一方で物価高騰等に伴う孤
独・孤立や生活困窮が顕在化する中、まちづくりセンター・あんしんすこやか
センター・児童館と社協地区事務局が連携する四者連携による「福祉の相談窓
口」を基盤に、多様なアウトリーチ等による課題の早期発見に努めるとともに、

地域の活動団体等との連携の強化を図り、生活圏内の資源を結び合わせた支援
を行った。また、移動販売車の誘致やコミュニティバスの運行支援、「せたべ
る」による食の支援の拡充など地域課題の解決にも取り組んだことを評価する。

令和7年度に始動した第4次地域福祉活動計画では、活動主体を事業者・地
域団体・企業にも広げ、28地区の地区住民活動計画を柱に、「相談」をしやす
くする、「狭間」を見逃さない等の方針を掲げている。新しい計画の着実な推
進はもとより、社会福祉協議会の存在や事業に対する認知度向上と関係機関と
の連携強化により、困りごとの早期把握や複合課題を抱える世帯への支援の充
実に努められたい。

今後は、クラウドファンディングの導入検討を進めるなどして自主財源の確
保に努めるとともに、社協活動の区民等への認知や理解が進むよう情報発信の
強化にも力を注ぎ、地域福祉の向上に一層寄与されたい。

社会福祉法人水の会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、世田谷いちい保育園北ウイング（世田谷区弦巻五丁目10番22号）ほか1施設における認可保育園の補助対象事業に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月20日

実施内容 社会福祉法人水の会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年12月5日、12日

実施内容 社会福祉法人水の会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人水の会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

北海道札幌市中央区南3条西一丁目1番1号

② 沿革

平成11年に設立し、認定こども園、認可保育園及び高齢者福祉施設の設置・運営を行っている。平成27年11月に世田谷いちい保育園北ウイング、平成28年4月に世田谷いちい保育園南ウイングを開設した。

③ 認可保育園の所在地

名称	所在地
世田谷いちい保育園北ウイング	世田谷区弦巻五丁目10番22号
世田谷いちい保育園南ウイング	

(3) 区の財政援助等

区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助対象事業名等	補助対象事業費	補助金額
世田谷いちい保育園北ウイング	34,168,387	22,751,300
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,410,000	2,410,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	30,007,787	18,591,300
世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金	1,750,600	1,750,000
世田谷いちい保育園南ウイング	45,078,229	30,651,903
世田谷区保育士等処遇改善助成金	3,060,000	3,060,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	31,234,430	20,536,670
世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金	1,621,270	1,621,000
世田谷区一時預かり事業運営費補助金	9,162,529	5,434,233
合計	79,246,616	53,403,203

3 監査の結果

社会福祉法人水の会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人水の会は、「自然から学ぶ」を法人理念とし、「子どもの視点に立つ保育」を保育方針に全国に11園の保育施設を運営し、子ども主体の保育を実践している。監査対象となったいちい保育園は同敷地内の1つの建物に2つの保育園が存在する珍しい構造であり、園毎に子どもの希望を取り入れ特色ある保育園運営を行っている。恵まれた設備の中で子どもたちの興味関心を引き出し、遊び等の体験の積み重ねが子どもの人格形成や成長につながることを考え、両園のみならず、近隣園や卒園児との交流も積極的に実施している。また、保育等職員も保育方針の理解を深め全体で共有し、園内研究を実施し、望ましい保育のあり方を考えている。職員の研修は法人として休憩時間等の確保を工夫し、積極的な受講を支援している。区の補助金も、補助金交付目的に則った適正な運用により保育運営の向上や職員確保に有効活用されており、創意工夫を

擬らした保育運営を法人一丸となって行っていることを評価する。引き続き、法人内で連携・情報共有し、地域との交流を深めながら、質の高い保育の提供に努められたい。

株式会社タスク・フォース

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、都市型保育園ポボラー東京三軒茶屋園(世田谷区太子堂三丁目37番1D-201号) グランドヒルズ三軒茶屋ヒルトップガーデン デイセンター(内)ほか1施設における認証保育所の補助対象事業に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月9日

実施内容 株式会社タスク・フォース及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年12月2日、11日

実施内容 株式会社タスク・フォース及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社タスク・フォースの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号 堂島プラザビル9階

② 沿革

平成元年に保育サービス業としてベビーシッターの養成、ベビーシッター事業を屋号「ラビットクラブ」で開始。その後、保育ルーム「友知園」として託児所事業を開始。「都市型保育園 ポボラー」として託児業の拡張を進め複数拠点化を図る。令和7年4月現在、直営保育施設ポボラー58園、事業所内保育所プロペラにて56園(うち医療関係施設35園)を運営している。

株式会社オーエンス

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
 公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
 監査の範囲は、健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」(世田谷区池尻二丁目3番11号)における管理運営に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
- ① 監査委員による監査
 実施日 令和8年1月16日
 実施内容 株式会社オーエンス及び今回監査対象とした公の施設である健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等
- ② 事務局による監査
 実施日 令和7年11月4日、13日
 実施内容 株式会社オーエンス及び今回監査対象とした公の施設である健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査
 実施日 令和7年11月4日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

- (2) 団体の概要
 監査の実施により確認した株式会社オーエンスの概要は、次のとおりである。
- ① 団体の所在地
 東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー20階
- ② 沿革
 昭和34年6月に設立され、主にPPP事業、ビル管理事業、スポーツ・文化施設運営管理事業、レストラン関連事業などを行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

補助対象事業名等	補助対象事業費	補助金額
都市型保育園ポララー東京三軒茶屋園	73,997,669	50,752,270
世田谷区認証保育所運営費補助金	73,347,669	50,102,270
世田谷区保育力強化事業補助金	100,000	100,000
世田谷区認可外保育施設等福祉サービス第三者評価受審費補助金	550,000	550,000
都市型保育園ポララー東京調布園	1,760,371	1,235,400
世田谷区認証保育所運営費補助金	1,760,371	1,235,400
合計	75,758,040	51,987,670

単位：円

3 監査の結果

株式会社タスク・フォースにおいて、適正かつ効果的な補助金執行について出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社タスク・フォースは、子どもたちの自立の力を育むソロ教育を保育コンセプトとして、経験や体験を重視した保育運営を行っている。園ごとの行事だけでなくアウトドアキャンプやファミリーコースフェスティバルなどの大規模イベントの実施や保護者の負担を軽減するため紙おむつのサブスクリプションサービスの導入、園での朝食提供の今年度からの開始など、ライフスタイルに合わせた多様な保育ニーズに応える取組みを、積極的に取り入れる姿勢を評価する。また、全国的な課題である「子どもへの虐待防止」に対しては、研修による専門的な虐待の知識の習得なども行われている。今後子どもたちの様子にも十分留意しながら虐待の未然防止に取り組みたい。引き続き、保護者の声にも耳を傾け、園児一人ひとりが心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性が育まれる質の高い保育の提供を期待する。

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
 公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
 監査の範囲は、ほほえみ経堂(世田谷区経堂三丁目6番24号)における管理運営に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
- ① 監査委員による監査
 実施日 令和8年1月14日
 実施内容 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団及び今回監査対象とした公の施設であるほほえみ経堂の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等
- ② 事務局による監査
 実施日 令和7年11月5日、18日
 実施内容 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団及び今回監査対象とした公の施設であるほほえみ経堂の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査
 実施日 令和7年11月18日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

- (2) 団体の概要
 監査の実施により確認した労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の概要は、次のとおりである。
- ① 団体の所在地
 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋I S P タマビル
- ② 沿革
 昭和57年6月に設立され、平成13年にNPO法人化。令和5年に労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に組織変更。高齢者介護事業

平成30年度から健康増進・交流施設の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」について、令和5年度から令和9年度まで、株式会社オーエンスを指定管理者として指定している。令和6年度の指定管理料は、8,871万5,000円である。また、本施設は利用料金制を導入しており、令和6年度の利用料金収入は、3,028万7,179円である。

健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の令和6年度の収支状況
 単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	88,715,000	人件費	60,203,825
利用料金収入	30,287,179	施設維持管理経費	27,815,178
自主事業収入	6,170,440	事業費	17,379,013
その他の収入	1,150,816	自主事業経費	5,037,803
		事務経費/諸経費	8,936,004
		未払消費税	6,242,627
合計	126,323,435	合計	125,614,450
		収支差額	708,985

3 監査の結果

株式会社オーエンスにおいて、監査対象とした公の施設である健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」は、高齢者を中心とする多世帯の区民が利用できる健康増進や地域・世代間交流を目的とする施設であり、株式会社オーエンスが指定管理者として、レストランを含む本施設を管理運営し、自主事業など多様なサービスを提供している。令和6年度の利用者数は155,000名以上と目標数を約10,000名上回って良好な収支状況であり、利用者アンケートでは「満足」「やや満足」が合わせて9割以上と利用者満足度も高く、その取組みは評価できる。

株式会社オーエンスにおいては、引き続き自主事業の充実などサービス向上に努め、利用者に喜ばれる施設運営、適正な事業執行を継続したい。

株式会社東急コミュニティー

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
監査の範囲は、高齢者借上げ集合住宅(世田谷住宅(世田谷四丁目15番3号)ほか2団地(太子堂住宅、玉堤住宅))における管理運営に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
- ① 監査委員による監査
実施日 令和8年1月15日
実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である高齢者借上げ集合住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取等
- ② 事務局による監査
実施日 令和7年11月18日、27日
実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である高齢者借上げ集合住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査
実施日 令和7年11月18日
実施内容 会計書類に基づき会計処理等の調査

- (2) 団体の概要
監査の実施により確認した株式会社東急コミュニティーの概要は、次のとおりである。
- ① 団体の所在地
世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー
- ② 沿革
昭和45年4月に設立され、マンション及びビル等建物・施設の管理運営、公営住宅管理運営、建物・設備の改修工事、マンション居住者及びビルテナ

や生活困窮者・若者・障害者などの就労支援、公共施設の管理・運営など多分野のサービス事業を手掛けている。平成18年4月に経堂身体障害者デイサービスセンター(現ほほえみ経堂)の指定管理者の指定を受け、現在に至るまで管理運営業務を行っている。

- (3) 公の施設の管理
区は、ほほえみ経堂について、令和3年度から令和7年度まで、労働者協同組合ワーカーズグループ・センター事業団を指定管理者として指定している。令和6年度の指定管理料は、1億5,541万8,664円である。

ほほえみ経堂の令和6年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	155,418,664	人件費	71,809,657
その他の収入	26,476	施設維持管理経費	80,119,987
		事業費	2,701,146
		その他の支出	814,350
合計	155,445,140	合計	155,445,140
		収支差額	0

単位：円

3 監査の結果

労働者協同組合ワーカーズグループ・センター事業団において、監査対象とした公の施設であるほほえみ経堂の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

労働者協同組合ワーカーズグループ・センター事業団は、市民が協同・連帯して人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事を通じて地域社会の主体者になる働き方を実現することを理念として掲げており、区内では生活介護施設3施設、障害者グループホーム1施設に加え、せたがや若者サポートステーションを運営している。その理念は、ほほえみ経堂の運営にも活かされており、利用者の主体性を尊重しながら、身体障害者に対する日常生活上の支援、創作活動の機会の提供、身体機能や生活能力向上のための必要な援助に取り組んでいる。特に、医療的ケアが必要な利用者の受入れや土曜日の開所等、利用ニーズに応じた取り組みは評価に値する。引き続き、「個別支援計画」制の適切な運用に努め、現場と法人本部との連携を密に取りながら、障害者の立場に寄り添ったサービスの提供を通じて障害福祉の向上に努められたい。

しているアンケートの反映や業務内容の見直しなどにより、サービス向上に取り組みられているところではあるが、居住者ニーズ把握の精度をさらに高めるとともに、区と指定管理者のさらなる連携強化を図り、居住者の高齢化等に伴うニーズ変化へ柔軟に対応することを期待したい。また、施設管理にあたっては、入居者が安心して暮らすことができるよう、適切な維持管理に努められたい。

ナントへの関連サービスの提供を行っている。平成29年4月に高齢者借上げ集合住宅を含めた世田谷区営住宅等の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、区営住宅、特定公共賃貸住宅、ファミリー住宅及び高齢者借上げ集合住宅について、平成29年度から令和3年度まで及び令和4年度から令和8年度まで、株式会社東急コミュニティーを指定管理者として指定している。

今回監査対象とした高齢者借上げ集合住宅を含む令和6年度の指定管理料は、4億225万8,909円である。

なお、修繕費は年度当初に概算払いを行い、年度末に精算を行うこととしている。修繕費は1億6,691万7,205円であったことから、同精算額は39万2,594円である。(概算払い時：1億6,730万9,799円)

区営住宅等の令和6年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料 (修繕費含む)	402,651,503	人件費	78,866,919
		施設維持管理経費	138,640,120
		修繕費	166,917,205
		修繕精算額	392,594
合計	402,651,503	合計	384,816,838
		収支差額	17,834,665

3 監査の結果

株式会社東急コミュニティーにおける監査対象とした公の施設である高齢者借上げ集合住宅(世田谷、太子堂、玉堤)の管理に関する出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社東急コミュニティーは、高齢者借上げ集合住宅を含めた区営住宅等の指定管理者として9年目を迎え、区営住宅等に関する日常管理はもとより、自主事業(高齢者への巡回見守りサポートなど)の実施により、居住者への対応、コミュニティー形成、居住者や地域住民の利便性向上などにも一定の成果を上げている。さらに、住宅使用料の債権管理にも積極的に取り組み、滞納件数、滞納額と共に減少していることを評価する。

しかしながら、居住者の高齢化の進行に伴い、支援を必要とされる方の増加や自治会機能の低下が進んでおり、開設当時には想定されなかったことへの対応を求められることが増加している。そのため、区と指定管理者は今後、管理形態や手法など早急な検討が必要になると予想される。現在も、毎年実施

◎世田谷区監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第5項の規定により実施した令和7年度工事監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、公表する。

令和8年3月31日

世田谷区監査委員	大塚	勇
同	市川	穰
同	和田	秀壽
同	藤井	真尚

令和7年度

工事監査報告書

世田谷区監査委員

世田谷区議会議長 様
世田谷区 区長 様

7世監第217号
令和8年3月30日

世田谷区監査委員
同 同 同
大塚 勇
市川 穂
和田 善
井藤 真

令和7年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)及び令和7年度世田谷区監査基本計画(令和7年3月10日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の対象

令和6年度から令和7年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件 名 世田谷区本庁舎等整備工事(第2期工事)
- 2 施工場所 世田谷区世田谷四丁目21番27号

第2 監査対象部
庁舎整備担当部

第3 監査の実施方法等

- 1 監査委員による監査
令和8年1月28日
監査資料、技術調査報告等による審査、現場調査を行うとともに、関係部長等から事情聴取を行った。
- 2 事務局による監査
令和7年12月16日
工事調査、技術調査報告等による調査、検証及び現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。
- 3 技術調査
令和7年11月5日・6日
工事の技術面に関する調査を、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、書類審査及び現場調査を行った。

第4 監査の実施方針

- (1) 区が発注した工事が適正に行われているか技術面や安全面の観点から監査を行う。
- (2) 経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行う。

第5 監査の着眼点

- 監査の着眼点は以下のとおりとした。
- (1) 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- (2) 設計図書(図面、仕様書)及び積算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- (3) 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- (4) 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

第6 監査対象工事の概要

- 1 施設名称 世田谷区役所
- 2 工事概要 世田谷区本庁舎等整備工事(第2期工事)
 - (1) 所在地 世田谷区世田谷四丁目21番27号
 - (2) 敷地面積 21,989.67㎡
(東棟) 11,452.16㎡
(西棟) 10,537.51㎡
 - (3) 建物構造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)、直接基礎(ラップルコンクリート併用)
(東棟) 階数：地上10階 地下2階 塔屋1階
(西棟) 階数：地上5階 地下2階 塔屋1階
【第2期工事範囲】
(東棟) 階数：地上5階 地下2階 塔屋1階
(西棟) 階数：地上5階 地下2階 塔屋1階
 - (4) 延床面積 73,356.35㎡【第2期工事範囲：28,004.39㎡】
(東棟) 36,432.72㎡【第2期工事範囲：17,672.55㎡】
(西棟) 36,923.63㎡【第2期工事範囲：10,331.84㎡】
 - (5) 建築面積 13,300.75㎡
(東棟) 6,394.00㎡
(西棟) 6,906.75㎡

(6) 請負者

種別	請負者	現契約金額 (第2期工事想定金額)
建電機一式工事	大成建設株式会社東京支店	42,246,897千円 (13,794,950千円)

- (7) 契約日 令和3年5月20日
- (8) 工期 当初契約：令和9年10月15日
工期変更後契約：令和11年4月27日
第2期工事期間：令和6年3月29日
～令和8年9月18日

- 4階 執務室、会議室、相談室、機械室、サポーターエリア等
- 5階 執務室、会議室、サポーターエリア、待合スペース、機械室
- 5階屋上 室外機置場、ハト小屋、太陽光発電等
- 共通 EVホール、男女トイレ、多目的トイレ、廊下、通路、階段、EPS等

4 設備概要【第2期工事】

- (1) 電気設備
 - 幹線・動力設備、電灯・コンセント設備、雷保護設備、構内交換設備、構内情報通信網設備、電気時計設備、テレビ共聴設備、拡声設備、呼出設備、誘導支援設備、映像・音響設備、入退出管理設備、監視カメラ設備、自動火災報知設備
- (2) 空気調和設備
 - 熱源設備、空気調和設備、ダクト設備、配管設備、換気設備、排煙設備、中央監視・自動制御設備
- (3) 給排水衛生設備
 - 給水設備、給湯設備、排水通気設備、衛生機器設備、消火設備、都市ガス設備、雨水利用設備

5 設計等概要

種別	請負者	契約期間	契約金額
基本設計	株式会社 佐藤総合 計画	平成29年10月23日から 平成31年3月21日まで	223,560千円
	同上	平成31年4月10日から 令和3年3月29日まで	452,620千円
工事監理	同上	令和3年5月20日から 令和11年5月11日まで	552,483千円

6 施設及び整備の概要・特色

- (1) 配置計画
 - 東側敷地に東棟及び区民会館、西側敷地に西棟を配置し、広場を囲む構成としている。建物をリング状にバランスよく配置した中央に、自由な交流を促す広場を創出し、区民にとって魅力的な憩いの場となるよう計画している。広場に面する中央区道は、自転車歩行者専用道路とし、広場との一体的な利用ができる仕様としている。また、東急

3 施設概要【第2期工事】

- (1) 東棟
 - 地下2階 庁有車用駐車場、ファンルーム、郵便管理室、ゴミ置場、文書交換室、文書交換準備室、荷物きコーナークローク
 - 地下1階 庁有車用駐車場、ファンルーム、ロッカー・更衣室、倉庫、清掃員控室、メール職員室、組合印刷室、エントランスホール、区民交流スペース、風除室、売店、倉庫、休憩室、機械室、区政情報センター、フロア等
 - 1階 執務室、待合スペース、エントランスホール、風除室、会議室、応接室、レストラン、厨房、検収室、事務室、ロッカー・更衣室、区民交流室、障害者作業室、サポーターエリア等
 - 2階 執務室、庁議控室、報道対応室、放送室、機械室、面談室、休憩室、ロッカー・更衣室、会議室、組合交渉室、健康管理室、福利相談室、サポーターエリア等
 - 3階 執務室、自動交付機ブース、会議室、応接室、休憩室、機械室、作業室、サポーターエリア等
 - 4階 執務室、作業室、サポーターエリア等
 - 5階 執務室、応接室、相談室、会議室、休憩室、機械室、サポーターエリア等
 - 5階屋上 機械室、大気汚染測定室、倉庫、屋上庭園、ハト小屋等
- 共通 EVホール、男女トイレ、多目的トイレ、廊下、通路、階段、EPS等
- (2) 西棟
 - 地下2階 倉庫等
 - 地下1階 倉庫、書庫、清掃用控室、受付控室、ファンルーム、機械室等
 - 1階 執務室、会議室、機械室、耐火室、応接室、相談室、エントランスホール、風除室、待合スペース、サポーターエリア等
 - 2階 執務室、会議室、機械室、応接室、エントランスホール、風除室、区民交流室、待合スペース、サポーターエリア等
 - 3階 執務室、会議室、相談室、待合スペース、応接室、サポーターエリア等

世田谷線松陰神社前駅・世田谷駅、小田急小田原線梅ヶ丘駅、バス、タクシー等、様々なルートからのアクセスが可能となるよう、敷地各方面にアプローチを設けている。

(2) 建物計画

東棟は、行政機能、議会機能、区民会館機能からなる10階建て部分と、区民交流機能、行政機能からなる5階建て部分で構成され、高層棟については、区民会館の北側壁面と概ね同一位置に集約配置すること、周辺環境や広場への高さによる影響を低減する計画としている。低層棟は、周辺への日影や圧迫感を配慮し、4階より上階の壁面ライオンを後退させている。西棟は、行政機能からなる5階建てとし、東棟と同様に、住宅が近接する西側及び北側の上層階の壁面位置を後退させた計画としている。東西棟の日常的な移動動線は、各棟の2階に設置したリング状のテラスや、地下1階・2階に設けた2箇所の地下連絡通路により、直接アクセスできる計画としている。

第2期工事では、東西棟ともに区民交流機能、行政機能を整備する。

(3) 動線計画

敷地周囲のどこからでもアクセスが可能となるよう、東西棟ともに、4箇所以上の出入口を設け、敷地内の接道部に歩道状空地を確保することで、出入口までの歩行空間を確保している。また、敷地西側から広場へのアクセスは、高低差があるため、外部にエレベーターやスロープを分りやすい位置に設置し、バリアフリー動線を確保している。広場からは、東西棟を自由に行き来することができ、また、広場に設置した大階段や建物内のエレベーターで2階テラスに上がり、レストランを利用することもできる。雨天時は、地下連絡通路や2階のリング状のテラスの下を通ることで、濡れずに移動が可能となる計画としている。

第2期工事では、広場、テラスの一部、北側の上空通路、地下連絡通路が完成するため、一部、東西間の動線が確保される。さらに、第3期工事では、バリアフリー動線、自転車歩行者専用道路、南側の上空通路及びテラスが完成するため、東西間の上空、地上、地下のすべての動線が確保される。

(4) 平面計画

①地下2階～地下1階
来庁者・庁有車用駐車場、来庁者・職員用バイク駐車場、職員用駐輪場、書庫、倉庫、地下連絡通路を配置し、倉庫は、スペース効率やセキュリティ向上および搬出入の効率を考慮し、駐車場及びエ

レベーター付近に集約配置している。

なお、第2期工事では、東棟の地下1・2階に庁有車用駐車場を整備し、第3期工事では、西棟の地下2階に来庁者用駐車場、来庁者・職員用バイク駐車場、地下1階に職員用駐輪場を整備する。なお、第3期工事が完了するまでは東棟の地下1階を来庁者用駐車場として運用する。

②地上1階～2階の低層部分

東棟1階にはピロティや広場に面した区民交流スペースを配置しているほか、区政情報センター、売店等、様々な機能を配置し、西棟1階には広場側に来客の多い区民窓口を配置している。東棟と西棟の2階は、リング状のテラスで繋がっており、区民窓口や区民交流室、執務室のほか、テラスからもアプローチできるレストランを配置している。

③地上2階～5階の中層部分

主に執務室エリアとし、通宜、会議室、職員用の休憩スペース及び休養室等を配置している。東棟5階屋上及び西棟5階屋上には、屋上庭園を整備し、区民の憩いの場として、開放を予定している。なお、西棟の屋上庭園は、第3期工事において整備する。

(5) 外構計画

東西棟に囲まれた広場は、区民の憩いの場や区民会館利用者の臨時駐輪場として利用するほか、区民交流の場となるイベント等の際に、自転車歩行者専用道路となる中央区道と一体的な利用が可能な舗装とされている。また、旧庁舎の空間特質の継承として、既存のケヤキ並木や東棟側の水景を可能な限り保存し、東西棟あわせ、緑化率35%を確保した緑化計画とし、広場舗装や緑化土壌による雨水流出抑制やヒートアイランド対策等のグリーンインフラに寄与する設えとしている。一方で、建物周囲には、来庁者用駐輪場やバスベイ、タクシー乗り場、大型車両駐車スペースを確保し、路上駐輪・駐車による周辺交通の妨げにならないよう配慮している。

なお、第2期工事においては、広場整備やケヤキ並木を延伸し、第3期工事にて、広場に面する自転車歩行者専用道路、バスベイ、水景等を整備する。

(6) 防災計画

東西棟は、大地震動後、人命の安全確保に加えて十分な機能確保ができる免震構造、既存の区民会館は、耐震構造とし「構造体1類」相当の耐震補強を実施している。広場は、緊急車両（自衛隊・警察車両等）、物資供給車両スペースを想定し、東西棟を繋ぐ上空通路の高さ

は、緊急車両が通行可能な高さを確保している。また、大規模災害時には、災対統括部から災対各部間への情報伝達や情報共有を可能とするため、東棟地下2階及び西棟地下1階にサーバーを設置し、災害時の本庁舎従事職員1,300人分の食料3日分、飲料水3日分及び排便収納袋を収納する防災備蓄倉庫を東棟地下1階及び西棟地下2階に設置する。

なお、災害時は、以下のとおり、庁舎機能を確保することとする。

①電力

ア 受変電設備や非常用発電機を東西棟に分散して適切に設置し、災害発生時からインフラ復旧まで庁舎機能を維持する。

イ 受変電設備は高圧電力による本線・予備電源の2回線受電とし、停電のリスク回避を行う。

ウ 非常用発電機用に、7日分の液体燃料を備蓄する。

エ 非常時は、非常用電源でエレベーターの一部を稼働させる。

オ 太陽光発電やコージェネレーションを活用した発電により、日常利用時の環境性能と災害時の防災性能を両立させる。

カ 非常用発電機等により停電時でも通常時の電力の約60%の電力を確保する。

②通信

ア 通信(電話、情報)の引込み計画は、信頼性、安全性を確保するため異種引込み(メタル、光)とする。

イ 情報収集のため、防災無線、電話、情報機器、テレビ等が利用できるよう、各機器には非常用電源を供給する。

③給水

ア 受水槽には感震器により作動する遮断弁を設け、地震等により水が一、庁舎内の給水配管が破損しても受水槽の水を確保できる計画とする。また、井戸水は当面トイレ洗浄水に利用する。

④排水

ア 下水道に放流できない場合も、トイレ等の排水をピット内の汚水槽に貯留できる切替装置を設置することにより、建物内にある東西1期棟のトイレを使用することができる。汚水槽の容量は東西棟に合計約250m³確保する。

⑤都市ガス

ア 震災時にガス管破断による供給停止のリスクが低い中圧ガスを引き込む。万が一のときにも、ガス事業者による遮断弁の開作業により供給可能となる。

イ 中圧ガスを利用したガスコージェネレーションシステムを稼働させることにより、発電機としても活用する。

ウ 発電機からの電源供給のほか、中圧ガスを利用した空調熱源を活用することにより、停電時には冷暖房の稼働範囲を拡張させる。

(7) 環境計画

環境負荷を最小化できるよう「低層型」の庁舎とし、外壁面積を縮小することで空調熱負荷を低減する。また、外装は、遮熱、断熱性の高いLow-e複層ガラスと縦ルーバーによる日射遮蔽で熱の侵入を抑え、温熱環境を有効に保つ計画としている。併せて、自然エネルギーを利用した省エネルギー設備として、執務室内に設けた煙突状の吹抜け(エコポイド)による自然換気システムを設置し、電力削減のほか、CO₂排出量の削減及び中間期の機械空調稼働の抑制による光熱費の低減を図る。

その他、本庁舎で実施する環境計画項目は以下のとおり。

建 築	屋上緑化、エコポイド
電 気	LED照明、タスク&アンビエント照明、人感センサーによる照明制御
機 械	高効率給湯器、外気冷房、節水型器具、排熱投入型熱源機器、大温度差空調、デジカントシステム、CO ₂ センサーによる換気制御、井戸水利用、BEMS、VAV、VWV

なお、本庁舎は、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)において、最高ランクのSランクを取得し、また、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量を標準建物の0.6以下に抑えることで、ZEB Orientedを取得している。

第7 技術調査の結果

世田谷区本庁舎等整備工事(第2期工事)については、公益社団法人大阪技術振興協会へ技術調査を委託した。全体として、概ね良好、特段の問題点は見られないと判断された。

まず、工事関係書類については、工事に際して必要となる手続き等や工事監理に必要と思われる書類等の記録及び保管については、よく整理されていることが理解でき、統括的には概ね良好と判断された。

次に工事についても概ね良好と判断されたものの、次のような意見が示された。

技術調査時点(10月末現在)における工事の施工出来高は、全体で約57%(第2期工事の進捗状況43%)であり、見直し後の工程に沿って順調に進捗している。しかし、技術調査以降の工程は、鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造(免震構造)として地上躯体工事が本格化する段階にあり、引き続き、気象条件による影響を受けやすい状況であった。

今後、第2期工事竣工に向けて、内外装、機器・設備設置、試験・調整等、工事が並行して進む時期を迎える。確実な施工及び着実な安全管

理を実現するためには、区担当者、工事請負者、工事監理者が相互に連携し、様々な工夫を凝らしながら、作業員に対しての危険予知に関する情報提供を一層充実させることが必要である。定例会等の場を活用し、過去の事故や不具合発生事例、今後の工程に関する留意点等を作業員と共有し、タイムリーに危険予知情報を認識できる体制を整えることが望ましい。

特に、週間・月間工程の中で、見直しされる実施工程に対し関係者全員への周知徹底が不可欠であり、その達成に向けて、工事監理者による強いリーダーシップが求められるとともに、現場を統括管理する現場代理人の一層の努力が期待される。

今回の技術調査を通じ、区担当者、工事請負者、工事監理者及び施工各社との間に当該事業に対する協働体制が構築されていることが伺えた。全体として、特段の問題点は見られないが、残された工事工程の中で品質、性能のさらなる向上を図り、第3期工事にも反映していくことを期待したい。

第8 監査の結果

監査の結果、世田谷区本庁舎等整備工事(第2期工事)(世田谷区世田谷四丁目21番27号)については、概ね適正に行われていると認められた。本工事では、設計段階や工事着工後において、経済性や環境負荷に配慮した部材の選定が行われており、併せて、完成後の維持管理を見据えた工法、材料等の採用、経費削減、省エネルギーに向けた取組み等、様々な工夫が行われている。

第2期工事では、場内コンクリートガラの処分場の受け入れ制限により一時的な遅れが生じたものの、工事請負者に対処を求め、解体方法の見直しを行うことで遅れを解消した。結果として、現段階における工程は予定より前倒しで進んでいる。(12月末現在の進捗状況は全体で60.8%(第2期工事52.8%))

また、工事現場における安全管理は、工事現場区域内外ともに適切に行われている。施工区域と開放区域は柵により明確に区分され、一般の歩行者、庁舎の利用者等が現場内に立ち入らないよう対策が講じられているほか、一般車両やバス等の通行にも支障をきたさないよう配慮されている。さらに、工事車両搬入口では、誘導員を適切に配置し、安全確保がなされている。使用材料や資機材については、現場内で整理整頓された状態で進められており、外国人作業員への安全に関する注意喚起の看板も多言語で設置されていた。

本庁舎等整備工事については、今回監査を実施した第2期工事に続き、第3期工事も予定されていることから、今後も安全面や近隣への配慮を徹底することはもちろんのこと、工程、品質、施工等、様々な面での管

理に努め、工事請負者との連携をさらに強化されたい。併せて、技術調査での結果を十分に活かし、適切な工事の施工にあたられたい。また、本庁舎内外の案内表示が、来庁者にとって分かりやすいものとなるよう、引き続き工夫されたい。

第9 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

本庁舎等整備については、平成28年4月から、区民や学識経験者からなる「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会」において議論が重ねられ、同年8月に報告書が区に提出された。その後、区民説明・意見交換会やパブリックコメント等を実施し、同年12月に「世田谷区本庁舎等整備基本構想」が策定された。

この「本庁舎等整備基本構想」では、「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」、「区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎」、「すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎」、「機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎」、「環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎」の5つを基本方針として掲げた。基本構想を受け、区民参加の世田谷区リゾング会議での意見交換等を経て、基本設計・実施設計を策定し、工事請負者等の選定を行って、令和3年5月20日から第1期工事がスタートした。

しかしながら、第1期工事では、工事請負者の施工計画の検討及び工程管理の不備により、工程の遅延が発生し、全体として18.5ヶ月工期が延び、全体竣工が令和11年4月となった。この結果、来庁者、近隣住民、職員はもとより、歩行者、通行車両等にまで、長期間不慣れな利用環境を強いる状況となり、基本構想で掲げた新庁舎の機能を区民が享受できず、時期も遅れることとなった。また、仮庁舎の使用期間の延長や工事関連経費の増加等、財政面においても大きな影響が生じている。

こうした状況のもと、第2期工事については順調に推移しているものの、残された工期の中で適正かつ確実な工事監理に努め、計画どおり第2期工事の竣工と庁舎移転、さらには第3期工事の着実な推進と全体竣工に繋げていくことが不可欠である。本庁舎等整備は基本構想の策定から全体竣工まで十数年の年月を費やし、莫大な区民の税金を投じている事業である。区は今後も区民の期待により一層応えるため、これまでの本庁舎等整備で得られた知見や成果等を最大限活かし、21世紀半ばの区政を支える拠点として、世田谷らしさが感じられ、長きにわたる区民が親しまれる本庁舎となるよう的確かつ確実に取り組まれたい。